

-もし、大地震が発生したら…-

荒川下流防災施設活用計画

[公表版]

令和 5 年 9 月

荒川下流防災施設運用協議会

目 次

1. 荒川下流防災施設運用協議会	1
2. 荒川下流防災施設活用計画の定義と位置づけ	2
3. 対象災害の設定	3
3.1. 対象災害の設定	3
3.2. 被害想定	4
4. 荒川下流部の河川防災施設	9
4.1. 緊急用河川敷道路	9
4.2. 緊急用橋梁アクセス道路	11
4.3. 緊急用船着場	12
4.4. 河川敷	13
4.5. 河川防災施設のネットワーク	16
5. 河川防災施設利用情報の共有の仕組み	18
5.1. 利用情報共有組織とその役割	18
5.2. 利用情報共有組織が共有する情報と連絡方法	19
6. 河川防災施設の運用の考え方	23
6.1. 優先利用の考え方	23
6.2. 対象フェーズの設定	24
6.3. 河川防災施設の活用ルール	25
7. 荒川下流防災施設運用協議会の構成機関の利用想定を検討	39
7.1. 施設別利用想定（時系列）	39
7.2. 河川防災施設の市区別ゾーニング図	43
8. 河川防災施設を活用した現地実動訓練の実績	54

1. 荒川下流防災施設運用協議会

■目的

首都圏で大規模震災が発生した場合において、笹目橋より下流の荒川（以下、「荒川下流部」）に整備されている緊急用河川敷道路や緊急用船着場（リバーステーション）等の防災施設及び河川敷（以下「河川防災施設」）を有効的、かつ円滑に利活用することにより、迅速な災害対策活動に資することを荒川下流防災施設運用協議会（以下、「協議会」）の目的とします。

■構成機関

荒川下流部の河川防災施設を防災に関する計画等に位置づけて活用することを想定している組織等及び大規模震災発生時に荒川下流部の河川敷で災害対応等が想定される組織等で構成しています。協議会の構成機関は下記となります。（※は、オブザーバ）

川口市・戸田市・墨田区・江東区・北区・板橋区・足立区・葛飾区・江戸川区・荒川区(※)
埼玉県・埼玉県警察本部・東京都・警視庁・東京消防庁・陸上自衛隊・海上保安庁(※)
東京国道事務所(※)・大宮国道事務所(※) 荒川上流河川事務所(※)・荒川下流河川事務所

■荒川下流防災施設活用計画

大規模震災が発生した場合、特に発災初期は河川防災施設の利用の輻輳や混乱が起こり、有効な利用が出来ない可能性があります。荒川下流部の河川防災施設を協議会の構成機関が有効に活用し、緊急輸送や災害復旧等の迅速な災害対応に資することを目的に、平成23年度に協議会を立ち上げ、平成24年度に「荒川下流防災施設活用計画」の初版を纏めました。

これまで沿川自治体や東京都、埼玉県、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の防災実務担当者が構成するワークショップで検討を継続した結果、想定される活用想定の一つの考え方を示しております。残された課題等は今後も議論が伴うものであり、今後も大規模地震への備えを深化するために、構成機関の防災担当者と連携して、継続的に訓練や意見交換を実施することで活用計画を点検し、協議会を通じて必要な更新を行って参ります。

- 荒川下流部の河川敷は、沿川自治体により避難場所として指定されており、大規模震災発生時には東京都だけでも最大約30万人超の避難者が想定されています。
- 一方で、荒川下流部の河川敷は中央防災会議の首都直下地震対策の計画において、活動拠点の候補地として位置づけられています。
- 構成機関の防災担当者の連携方針は、以下の通りです。
 1. 防災担当者間の「顔が見える関係」の確保
 2. 「組織の立場を超えた」自由な発想による議論
 3. 訓練や議論の「継続実施」

2. 荒川下流防災施設活用計画の定義と位置づけ

■荒川下流防災施設活用計画の定義

荒川下流防災施設活用計画（以下「活用計画」）は、都心南部直下地震等大規模な震災が発生した場合において、荒川下流河川事務所が荒川下流部に整備した「河川防災施設」を、「協議会の構成機関」が利用するにあたり、これらの機関との協議のもと、現場における輻輳・混乱を軽減し、有効に活用するための実務上の方針を示した、規範となる計画とします。

■活用計画の位置づけ

- ①大規模、広域的な被害が発生した時から、各河川防災施設の活用が完了するまでの望ましい活用規範を記載しています。
 - ②協議会の構成機関が荒川下流部を有効に活用するための基本的な考え方や具体的な対応を示したものです。
 - ③災害対応にあたり、協議会の構成機関を拘束するものではありません。
 - ④協議会の構成機関は、適宜防災に関する計画等に反映させます。また、協議会の構成機関が防災に関する計画等に位置付けた事項を活用計画に反映させます。
 - ⑤河川防災施設の運用に関する事項を防災に関する計画等に記載する場合は、「別途定める「荒川下流防災施設活用計画」に基づく」ことを記載することとします。
- なお、現時点において十分な対応が出来ない事項については、協議会で継続的な検討を行うこととします。

■対象施設

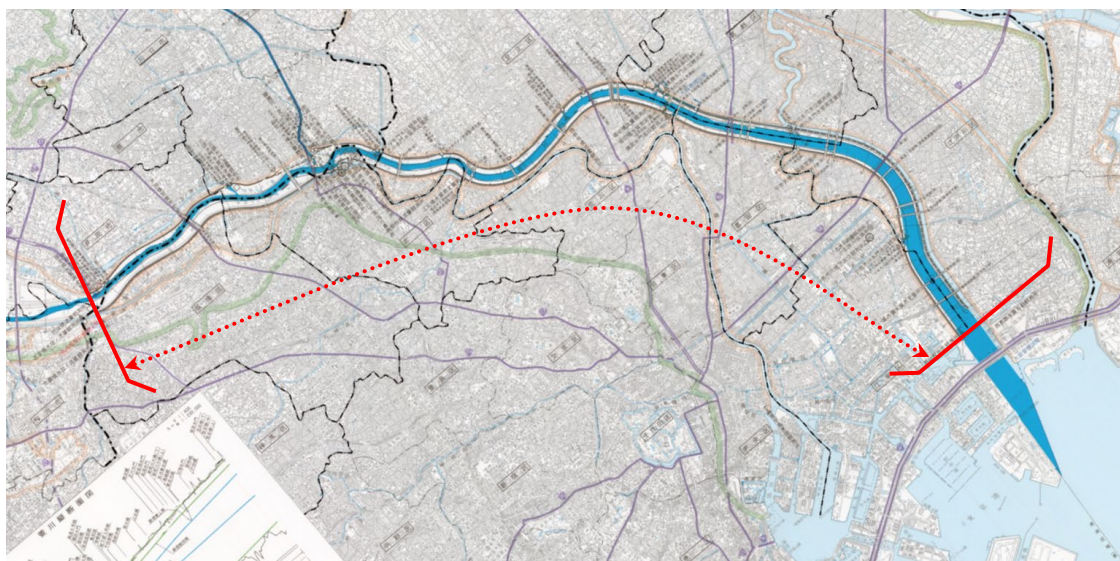
活用計画の対象とする河川防災施設は、荒川下流部に整備されている以下とします。

・緊急用河川敷道路 ・緊急用橋梁アクセス道路 ・緊急用船着場 ・河川敷

■対象区間

活用計画の対象とする区間は、荒川下流部とし、以下とします。

・笹目橋(河口より約 28.8k 地点：埼玉県戸田市及び東京都板橋区)から荒川河口まで



3. 対象災害の設定

3.1. 対象災害の設定

- ・活用計画では、「都心南部直下地震（東京都）」および「東京湾北部地震（埼玉県）」を主要な想定外力とする。
- ・想定外力は他機関の計画等の状況を鑑み、適宜見直しを行う。

- ・活用計画における想定外力は、中央防災会議においてある程度の切迫性があり、かつ都心部に大きなダメージを与える災害として指摘され、東京都及び埼玉県の被害想定を作成において対象災害の一つとして位置づけられ、また市区レベルの被害想定が出されている上記地震を対象災害として設定します。
- ・東京都は、平成 25 年度に内閣府が発表した都心南部直下地震を最大とする被害想定を受け、令和 4 年 5 月に被害想定を見直し、最大被害が想定される地震を「都心南部直下地震」とする被害想定を公表しました。また埼玉県は、平成 17 年度に内閣府が発表した東京湾北部地震を最大とする報告を受け、平成 24・25 年度に最大被害が想定される地震を「東京湾北部地震」とする被害想定を公表しています。

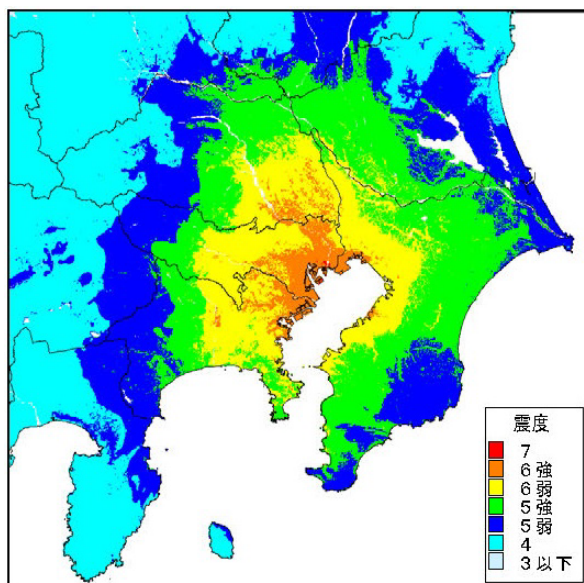


図 3.1 震度分布図（都心南部直下地震）

【出典】都心南部直下地震：「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」内閣府資料〔平成 25 年 12 月公表〕

想定対象地震；「都心南部直下地震」
規模；M7.3
震源；都心南部
時期等；冬の夕方18時（平日）
気象条件；風速8 m/s

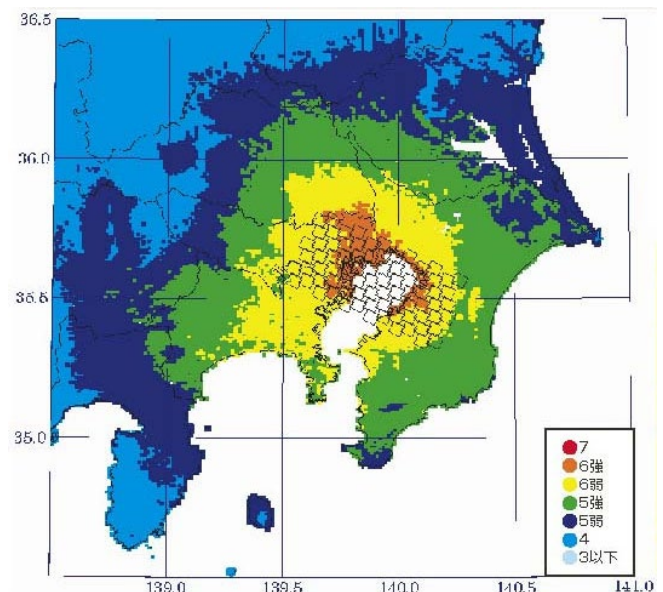


図 3.2 震度分布図（東京湾北部地震）

【出典】東京湾北部地震：「首都直下地震対策専門調査会報告」内閣府資料〔平成 17 年 7 月公表〕

想定対象地震；「東京湾北部地震」
規模；M7.3
震源；東京湾北部
時期等；冬の夕方18時（平日）
気象条件；風速8 m/s

3.2. 被害想定

- ・活用計画における被害の想定は、東京都及び埼玉県により作成された被害想定を基本とする。

3.2.1. 被害想定的前提条件

- ・河川防災施設は、利用に大きな支障が発生しないことを前提とした活用計画を記載する。

- ・活用計画において、河川防災施設には、小規模な亀裂発生等の被害発生のみとし、利用に大きな支障はないことを前提とする。

3.2.2. 主な被害想定

- ・東京都、及び埼玉県で作成された被害想定より、荒川の活用に関わりが強いと考えられる項目を整理する。

①倒壊家屋数（揺れ・液状化・急傾斜地崩壊による）

- ・東京都内の建物約 280 万棟（木造約 197 万棟、非木造約 83 万棟）のうち、揺れ・液状化・急傾斜地崩壊により、約 8.2 万棟（約 3%）が全壊、約 21 万棟（約 7.5%）が半壊となる。荒川沿いにも大きな被害が起きる想定となっている。
- ・埼玉県内の建物約 250 万棟（木造約 189 万棟、非木造約 62 万棟）のうち、揺れ・液状化により、約 1.3 万棟（約 0.5%）が全壊、約 4.3 万棟（約 1.7%）が半壊となる。荒川下流部に位置する川口市の被害が大きく、約 4.2 千棟が全壊、約 9.91 千棟が半壊の想定となっている。その他、県東南部の草加市、戸田市、八潮市、三郷市も大きな被害が想定されている。

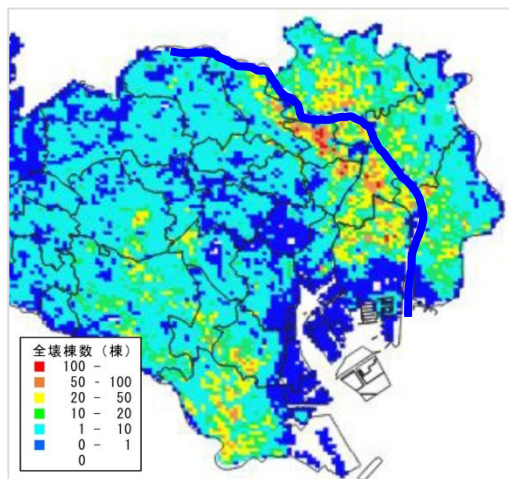


図 3.3 倒壊家屋数（東京都）

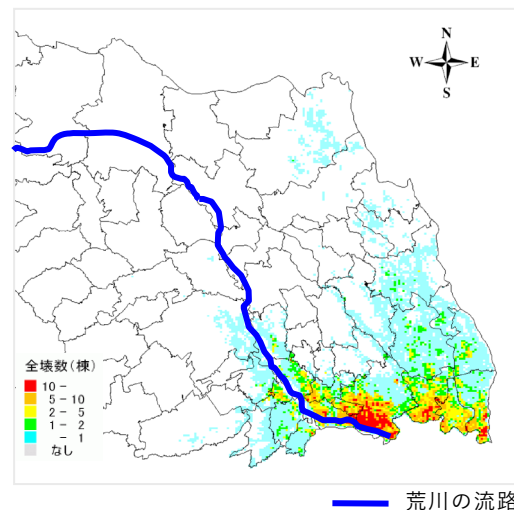


図 3.4 倒壊家屋数（埼玉県）

②焼失家屋数

- ・東京都内での揺れによる出火件数（最大値）は、915 件と想定される。
- ・都内の建物約 280 万棟のうち、約 12 万棟（約 4%）が焼失する。荒川下流部では江戸川区 15,194 棟、足立区 13,546 棟（いずれも倒壊建物を含む）など、大規模な火災が発生する想定となっている。
- ・埼玉県内の建物約 250 万棟のうち、約 1.6 千棟が焼失する。うち、川口市では 149 棟、戸田市では 18 棟となっており、主に市の南部で発生する想定となっている。

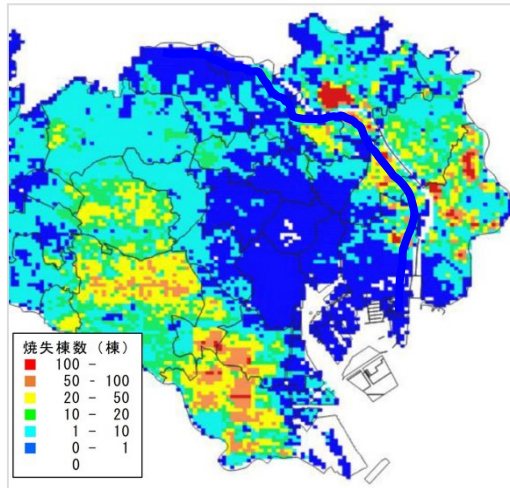


図 3.5 焼失家屋数（東京都）

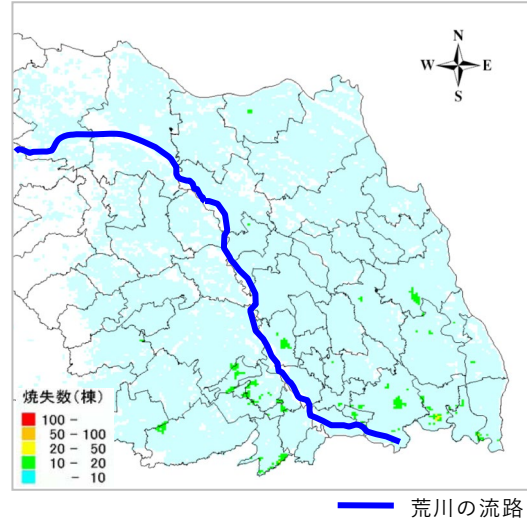


図 3.6 焼失家屋数（埼玉県）

③交通被害（細街路の閉塞）（メッシュ数割合）

- ・東京都では、区部で閉塞率 15%以上の地域の割合が最も多くなるのは都心南部直下地震であり 14.0%発生する。
- ・埼玉県では、細街路全延長約 4,200km 中の閉塞率は 2.0%であった。閉塞率 15%以上の高い地域は県東南境、県東南部に一部見られる。

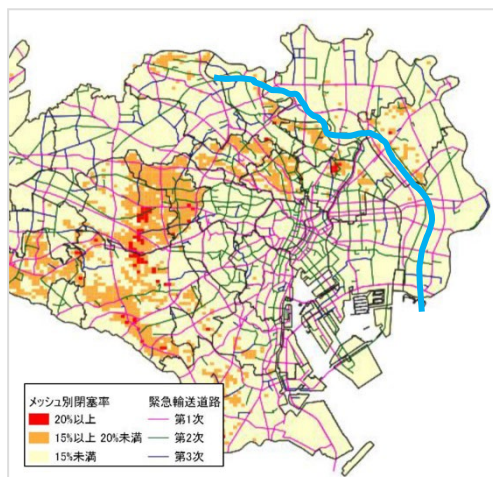


図 3.7 交通被害（細街路閉塞）（東京都）

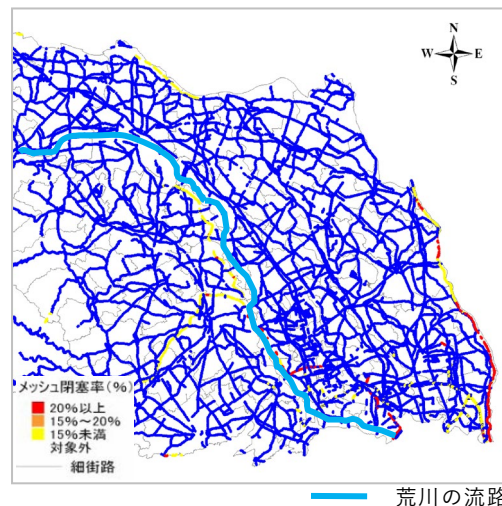


図 3.8 交通被害（細街路閉塞）（埼玉県）

④津波被害（東京都のみ）

1）大正関東地震

- ・大正関東地震を外力とする津波シミュレーション結果では、地殻変動を考慮した最大津波高は東京湾沿岸でT.P.+1.6m～+2.2m程度である。また、最大波高の到達時間は70～150分程度である。
- ・最大津波高と最大浸水深は下図の通り。

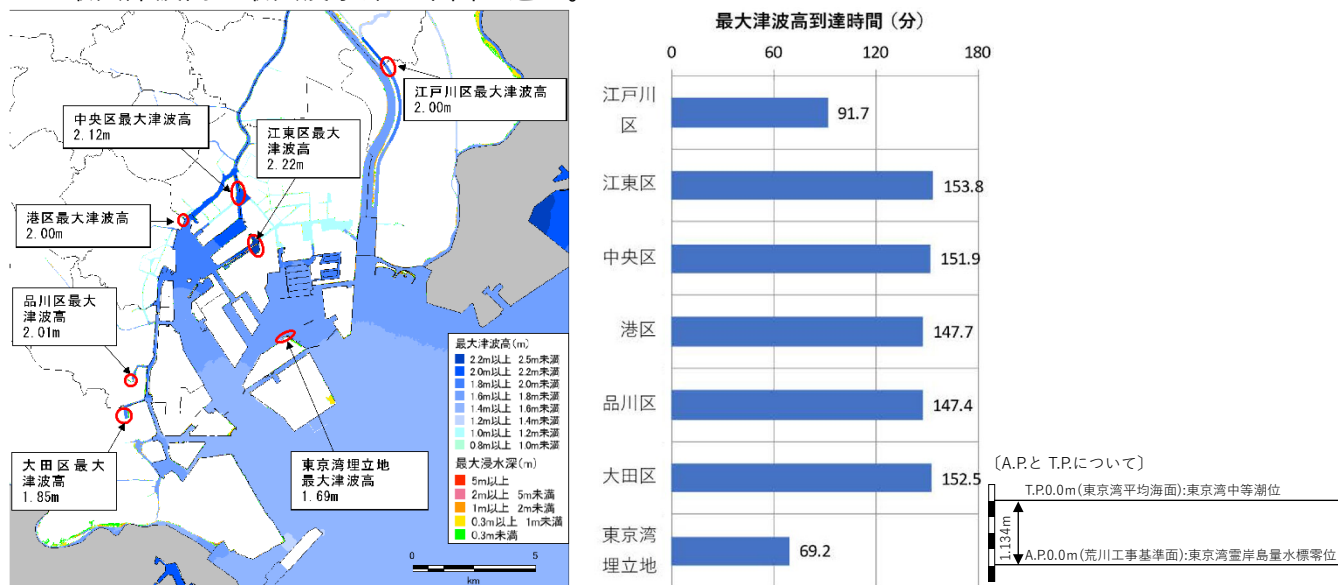


図 3.9 最大津波高とその場所、到達時間

2）南海トラフ巨大地震

- ・南海トラフ巨大地震を外力とする津波シミュレーション結果では、地殻変動を考慮した最大津波高は東京湾沿岸でT.P.+2.0m～+2.6m程度である。また、最大波高の到達時間は100～230分程度である。
- ・最大津波高と最大浸水深は下図の通り。

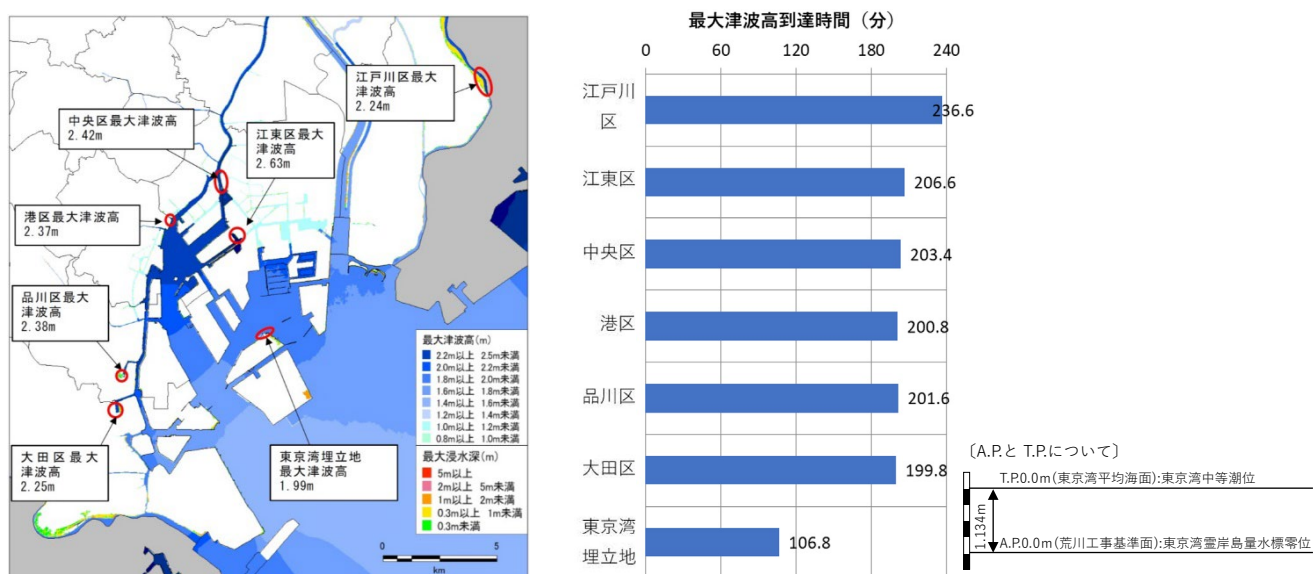


図 3.10 最大津波高とその場所、到達時間

⑤避難者数

1) 広域避難（火災延焼からの避難）

- ・東京都の荒川下流部では、河川敷一帯は震災時火災における避難場所に指定され、30万人強の避難者が計画されている。
- ・埼玉県荒川下流部では、川口市で河川敷一帯が広域避難場所として位置づけられているほか、蕨市が広域避難場所としている（いずれも避難者数は未定）。戸田市では避難場所としての位置づけはない。

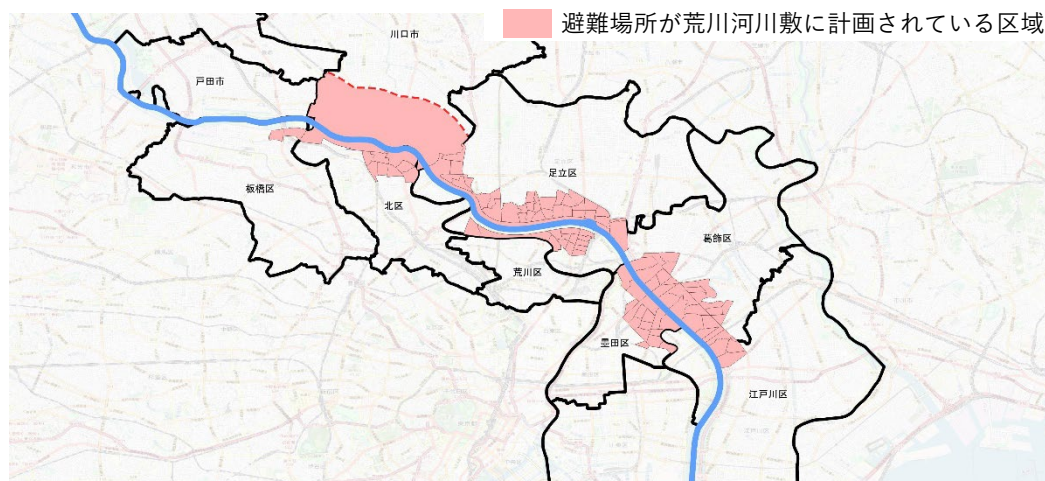


図 3.11 震災時火災における避難場所の設定と計画範囲

表 3.1 震災時火災における避難場所の設定と避難計画人口

番号	避難場所名	利用区(重複)	避難計画人口(人)
88	荒川河川敷一帯	北区	31,710
97	浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	北区	11,743
		板橋区	
110	荒川北岸・河川敷緑地一帯	足立区	77,003
111	荒川南岸・河川敷緑地一帯	足立区	42,295
116	新四ツ木橋地区東岸	葛飾区	60,611
119	亀戸・大島・小松川地区	江東区	63,062
		江戸川区	
133	新小岩公園・平井大橋地区	葛飾区	46,378
		江戸川区	
152	荒川・四ツ木橋緑地	墨田区	41,950

2) 避難者数

- ・東京都全域において、避難者数のピークは、ライフラインの被害やエレベーターの運転停止による生活支障の影響が大きくなる4日～1週間後であり、約299万人が想定されている。
- ・埼玉県全域において、1日後の避難者は約7.3万人と想定されている。避難者数のピークは1週後の約11万人となっている。

表 3.2 沿川2市7区で想定される避難者数

※東京都は4日～1週間後、埼玉県は1日後の人数/単位は(人)

川口市	21,868	戸田市	9,030
墨田区	123,018	江東区	234,027
北区	86,748	板橋区	92,854
足立区	286,932	葛飾区	169,051
江戸川区	284,088		

⑥震災廃棄物

- ・東京都では、区部で 2,888 万トン、多摩で 277 万トン、合計 3,164 万トンの震災廃棄物の発生が想定されており、荒川下流部沿川では以下の通りとなっている。
- ・埼玉県では約 570 万トンの震災廃棄物の発生が想定されており、荒川下流部沿川では以下の通りとなっている。

表 3.3 沿川 2 市 7 区で想定される震災廃棄物

※単位は(トン)

川口市	936,886	戸田市	192,555
墨田区	1,310,000	江東区	3,320,000
北区	770,000	板橋区	770,000
足立区	2,740,000	葛飾区	1,270,000
江戸川区	2,210,000		

※都県の想定と市区の想定でずれがあるケースもあるが、ここでは他の被災条件と整合を測るため都県の被災想定量を記載した。

【出典】

図 3.3、図 3.5、図 3.7、図 3.9、図 3.10

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書/東京都防災会議〔令和 4 年 5 月 25 日〕」

都心南部直下地震、多摩東部直下地震、立川断層帯地震、大正関東地震、南海トラフ巨大地震を想定地震に設定しています。

図 3.4、図 3.6、図 3.8

「埼玉県地震被害想定調査報告書/埼玉県〔平成 26 年 3 月〕」

東京湾北部地震、茨城県南部地震、立川断層帯地震、関東平野北西縁断層帯地震、相模トラフ沿いの M8 クラスの地震を想定地震に設定しています。

図 3.11

「震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定(第 9 回見直し)/ 東京都都市整備局〔令和 4 年 7 月〕」

「川口市地域防災計画(共通編)/川口市〔令和 4 年 3 月〕」

表 3.1

「震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定(第 9 回見直し)/ 東京都都市整備局〔令和 4 年 7 月〕」

表 3.2、表 3.3

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書/東京都防災会議〔令和 4 年 5 月 25 日〕」

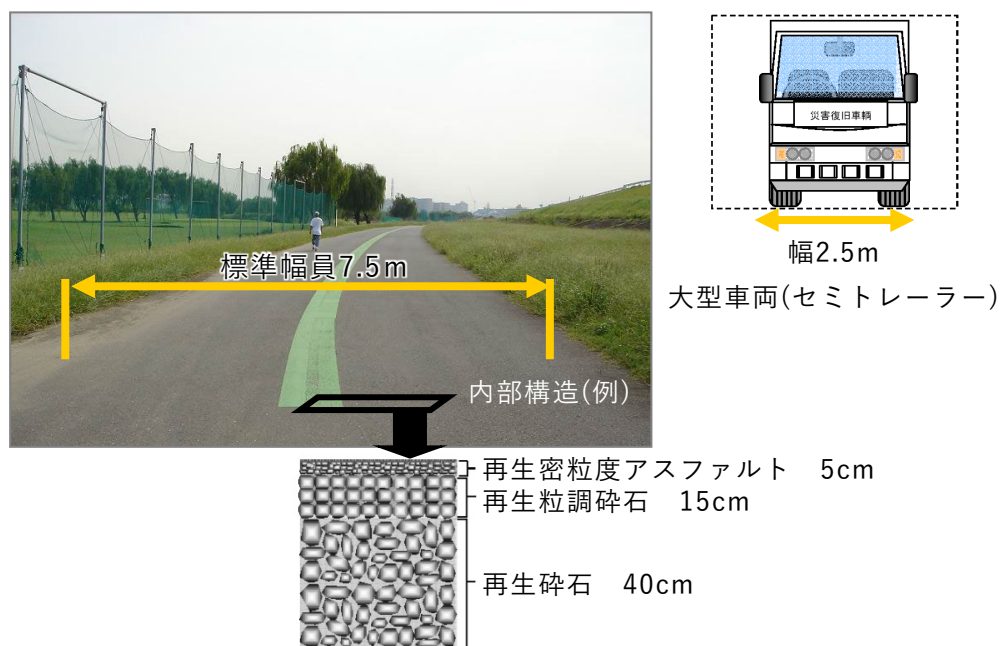
「埼玉県地震被害想定調査報告書/埼玉県〔平成 26 年 3 月〕」

4. 荒川下流部の河川防災施設

4.1. 緊急用河川敷道路

施設の概要

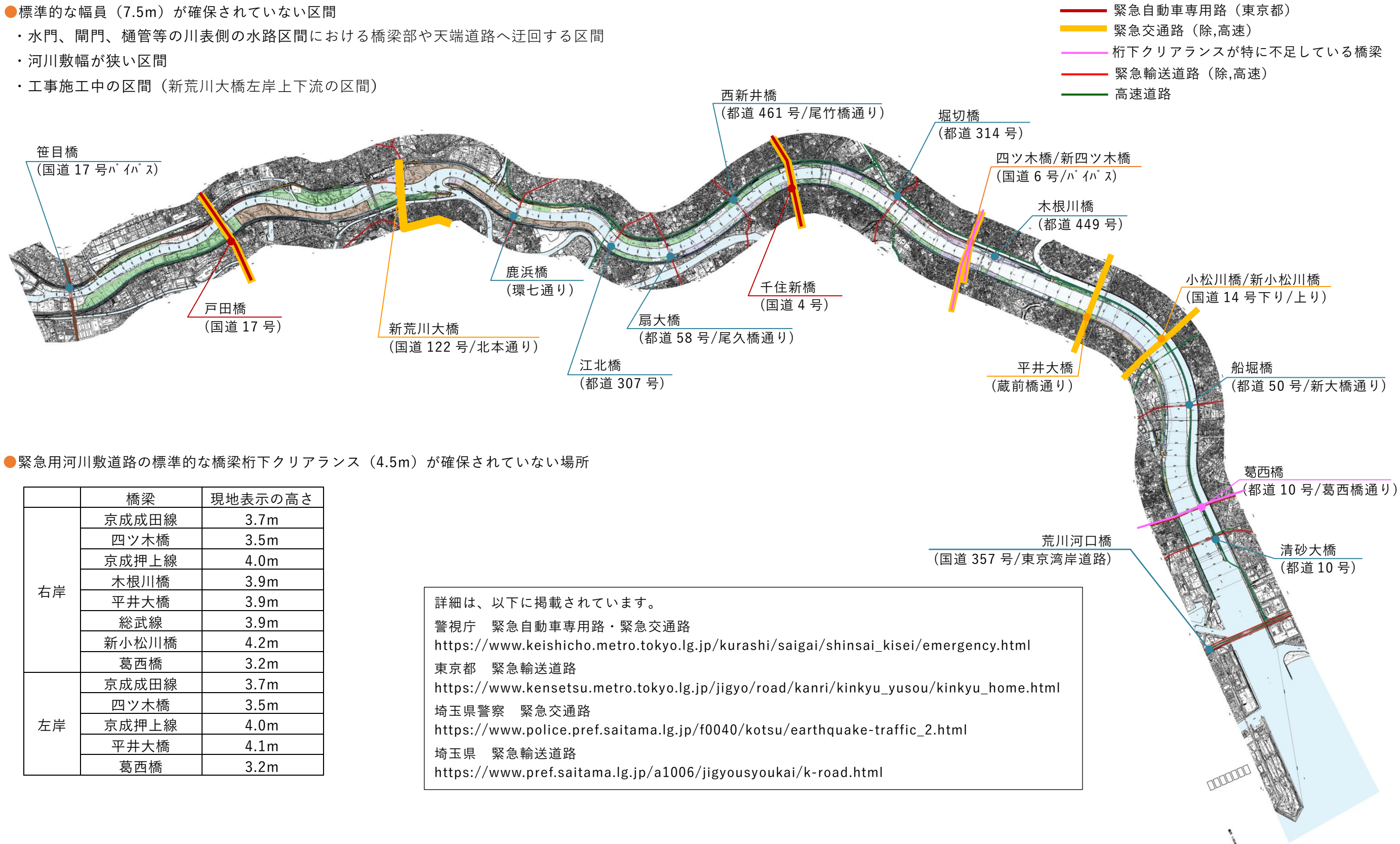
- ・ 緊急用河川敷道路は、大規模震災時において復旧活動等に利用することを目的として荒川河川敷に設置された輸送路であり、緊急用船着場等と接続し、災害時の緊急輸送ネットワークを形成します。
 - ・ 大規模震災時には、復旧工事関係車両、警察、消防、自衛隊、物資輸送車両の通行が優先されます。10 t 級トラック及び重機輸送用セミトレーラまでを想定して整備されています。
 - ・ 標準的な幅員は、7.5mで計画されています。
 - ・ 標準的な既設橋梁桁下クリアランスは、4.5m で計画されています。
- 緊急用河川敷道路が橋梁と交差する区間のクリアランスを確保するために、緊急用河川敷道路には勾配があり、主に資材運搬車両（トレーラー等）の通行可否を確認しておくことが重要です。



緊急用河川敷道路の整備状況と緊急輸送道路等の位置関係

・緊急用河川敷道路は、河口部から笹目橋までの左右岸の河川敷を標準的な整備箇所とし、全区間で概成しています。
ただし、標準的な幅員や橋梁桁下クリアランスが確保されていない区間があります。

- 標準的な幅員（7.5m）が確保されていない区間
 - ・水門、閘門、樋管等の川表側の水路区間における橋梁部や天端道路へ迂回する区間
 - ・河川敷幅が狭い区間
 - ・工事施工中の区間（新荒川大橋左岸上下流の区間）



4.2. 緊急用橋梁アクセス道路

施設の概要

- ・ 緊急用橋梁アクセス道路は、大規模震災時に一般車両の交通規制が行われ、災害対応の通行が優先される緊急輸送道路等の主要道と堤防天端道路及び緊急用河川敷道路を接続することを目的として荒川堤防敷に設置された輸送路（坂路）です。緊急用船着場、緊急用河川敷道路と接続し、災害時の緊急輸送ネットワークを形成します。
- ・ 大規模震災時には、復旧工事関係車両、警察、消防、自衛隊車両、物資輸送車両の通行が優先されます。10t 級トラック及び重機輸送用セミトレーラまでを想定して整備されています。
- ・ 標準的な幅員は 4.0m で計画されています。
- ・ 標準的な設置箇所は、1 つの緊急輸送道路等の主要道となる橋梁に対して、左右岸・上下流の 4 箇所で開催されています。
- ・ 緊急輸送道路等の主要道と緊急用橋梁アクセス道路の接続部は、ゲートを設置し施錠管理されています。



緊急用河川敷道路⇒天端道路
(右岸/西新井橋上流側)



天端道路⇒一般道路(橋梁)
(右岸/西新井橋下流側)

4.3. 緊急用船着場

施設の概要

- ・緊急用船着場は、大規模震災時において復旧活動等に利用することを目的として荒川河川敷に設置された船着場であり、緊急用河川敷道路等と接続し、災害時の緊急輸送ネットワークを形成します。
- ・大規模震災時に都市の復旧活動に必要な資機材や、食料及び衣料などの救援物資を船で運搬し、荷揚げ作業を行う施設です。
- ・緊急用船着場は、岸壁型とポンツーン（浮棧橋）型の2種類があります。

岸壁型；復旧工事を行うための重機及び土砂等の資機材運搬、緊急用物資の陸揚げ、積み出し等を想定した船着場です。

ポンツーン型；軽資材の搬出入、帰宅困難者、緊急復旧作業従事者等の人の乗降を想定した船着場です。

- ・緊急用船着場は、ゲートを設置し施錠管理されています。



岸壁型
（右岸/新田緊急用船着場（足立区））



ポンツーン(浮棧橋)型
（左岸/堀切緊急用船着場（葛飾区））

- ・荒川下流部には、以下の11箇所の緊急用船着場があります。

東京都：新砂緊急用船着場、臨海緊急用船着場、小松川緊急用船着場、堀切緊急用船着場、墨田緊急用船着場、足立緊急用船着場、新田緊急用船着場、岩淵緊急用船着場、板橋緊急用船着場

埼玉県：川口緊急用船着場、戸田緊急用船着場



4.4. 河川敷

施設の概要

- ・ 河川敷は、概ね 50～100m の幅があります。
- ・ 荒川下流部の左右岸河川敷には、運動場、公園緑地、自然地等が整備されています。
- ・ 河川敷は、東京都、川口市で震災時火災における避難場所として指定されています。



グラウンド(手前), 緑地(奥)
(右岸/江北橋下流側緑地)

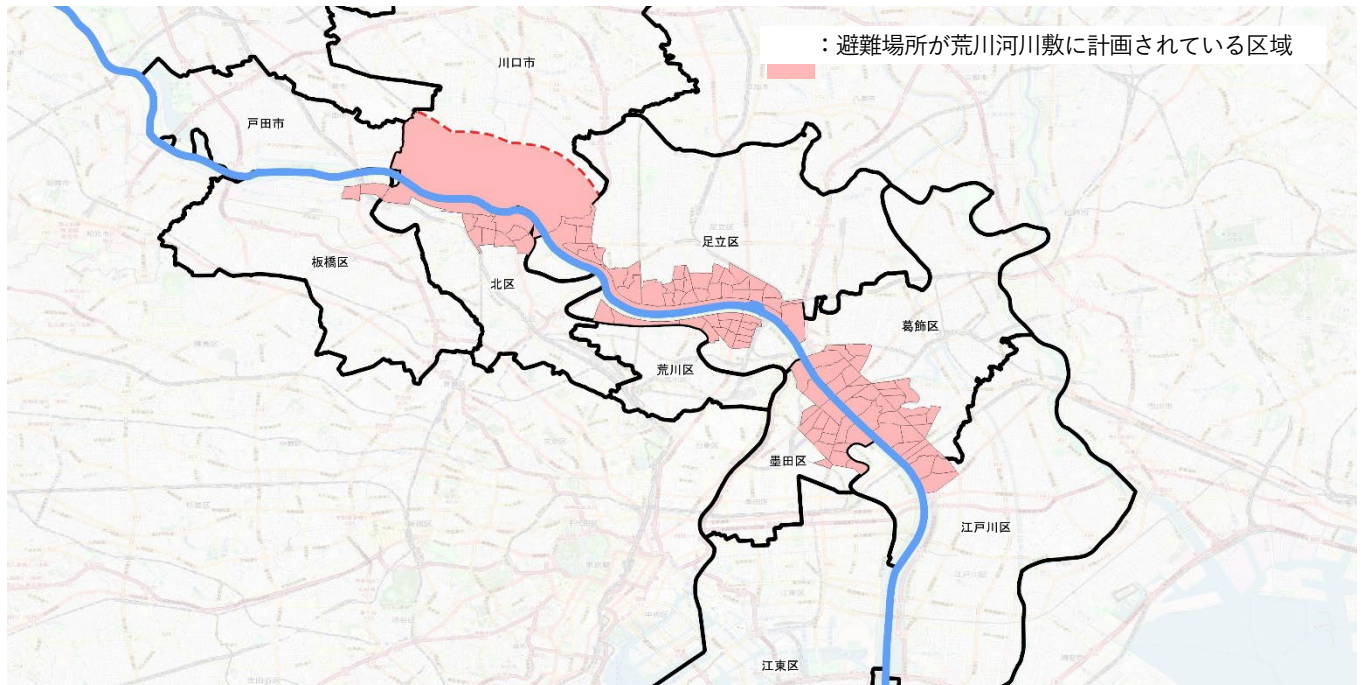


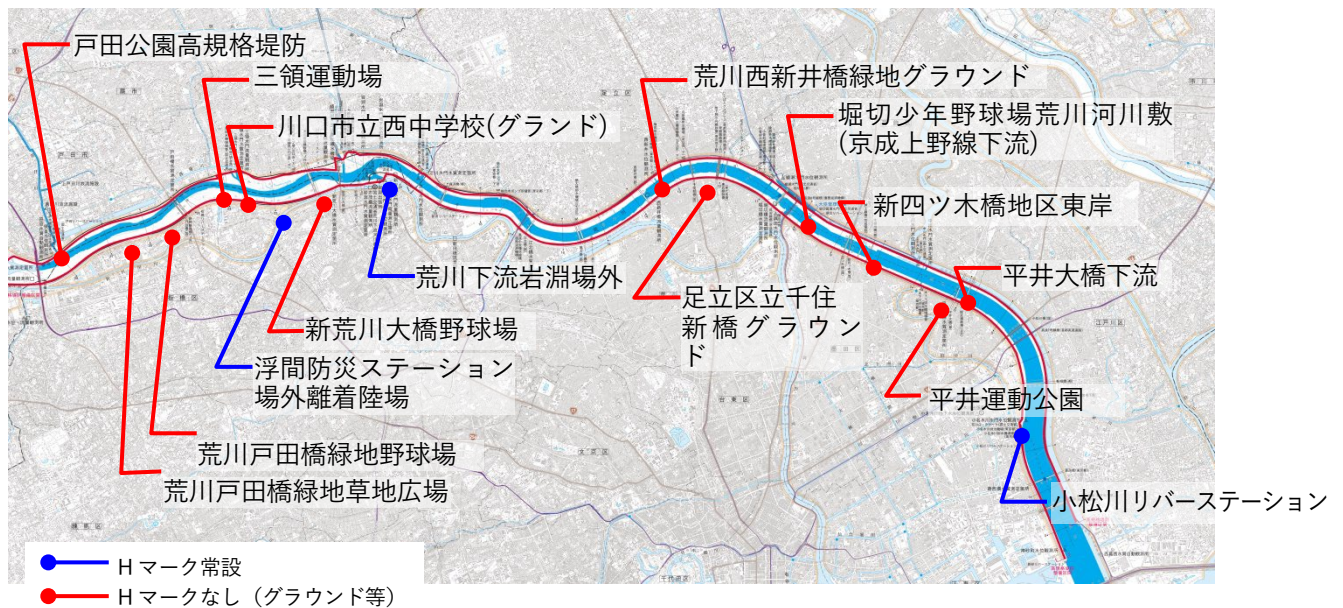
図 4.1 震災時火災における避難場所の設定と計画範囲

【出典】震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定（第9回見直し）〔令和4年7月東京都都市整備局公表〕、「川口市地域防災計画（共通編）/川口市〔令和4年3月〕」をもとに作成

4.4.1. 臨時ヘリポート（場外離着陸場）

施設の概要

- ・ 荒川下流部の河川敷には、大規模震災時に緊急医療搬送や災害対応要員の派遣、緊急資機材、緊急支援物資などの運搬を行うヘリコプター等の臨時ヘリポート（場外離着陸場）が設置される場所があります。
- ・ アスファルト舗装され、H マークが常設されているヘリポートと、平常時は、野球場やグラウンド等として利用されているヘリポートの2種類があります。



荒川下流岩淵場外離着陸場(北区)
(右岸/岩淵水門下流側)



足立区立千住新橋グラウンド(虹の広場)(足立区)
(右岸/千住新橋下流)

4.4.2. 河川放送設備

施設の概要

- ・ 荒川下流部の河川敷には、大規模震災時に河川利用者への津波や洪水等の緊急時における注意喚起及び平時における周知・警告を行う河川放送設備が設置されています。

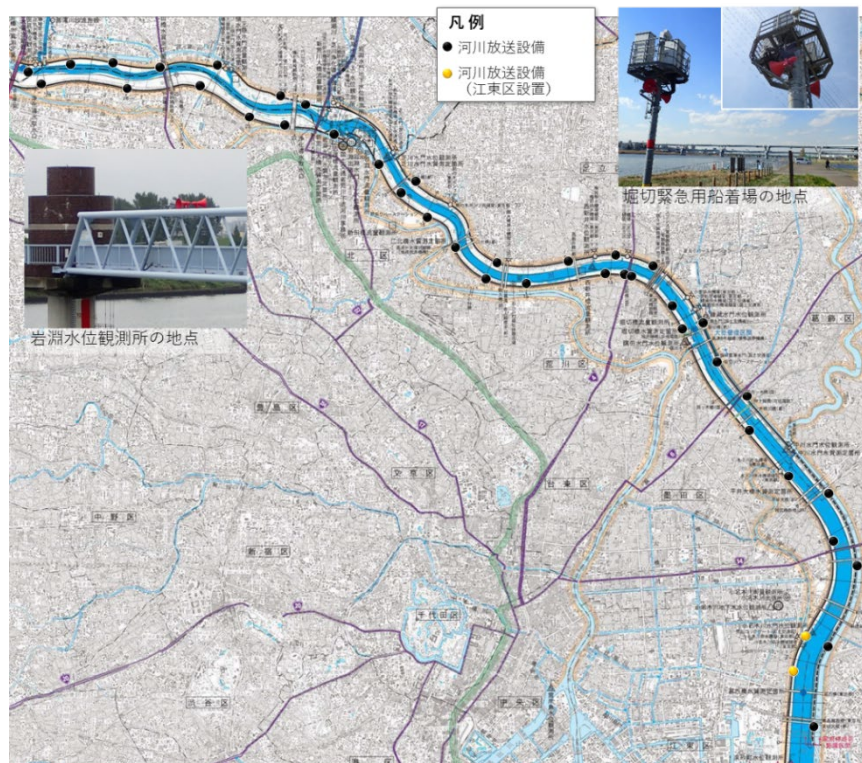
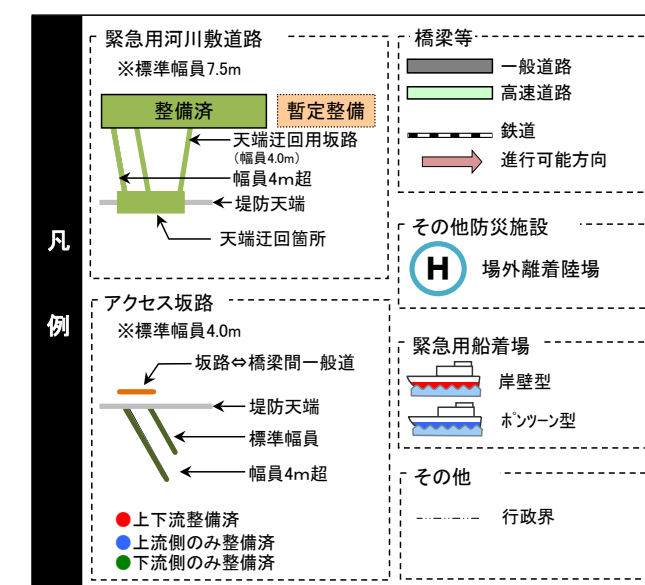
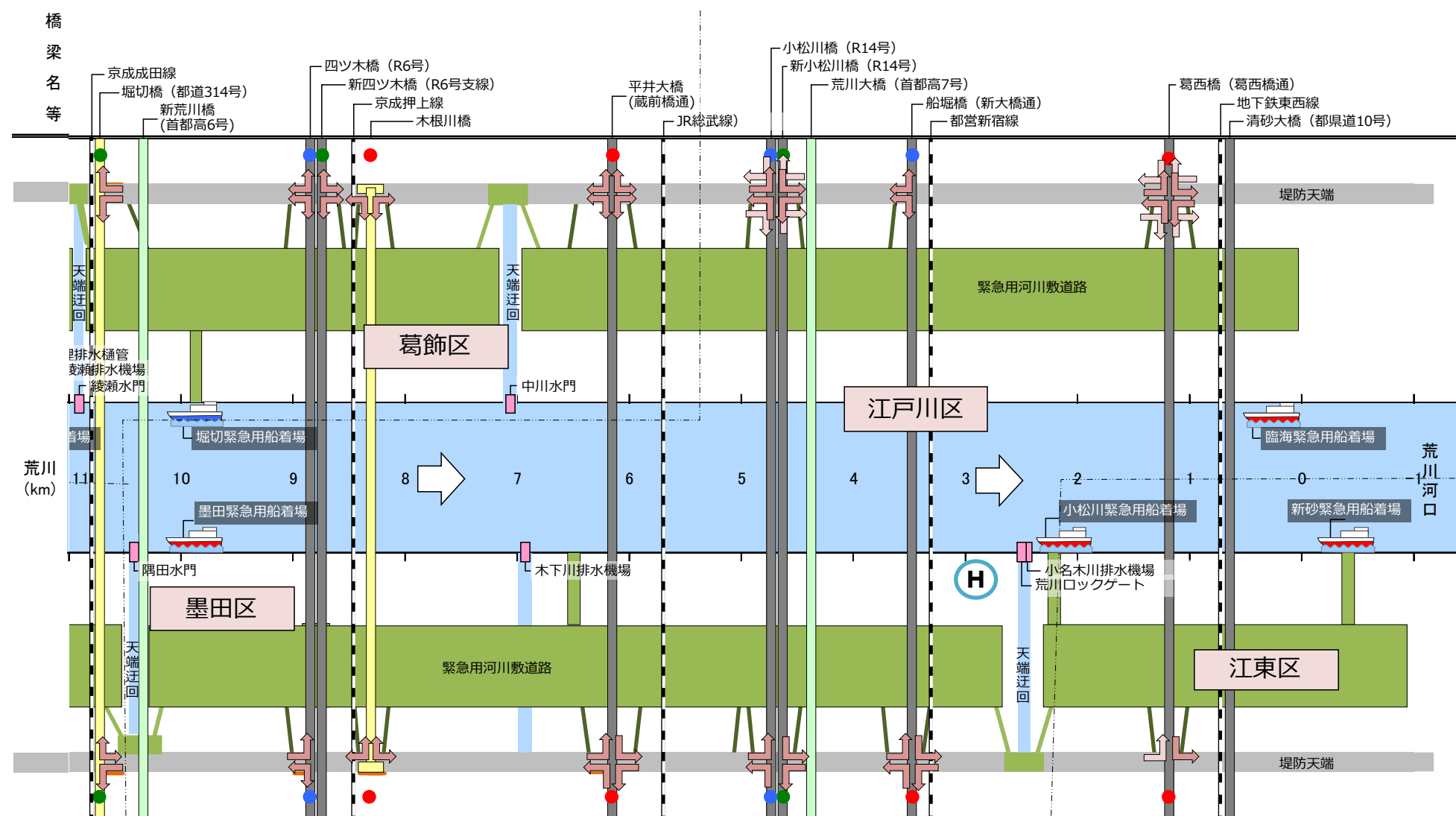


図 4.2 河川放送設備の設置箇所

■陸上ネットワーク

[illegible]



■水上ネットワーク

(参考) 船着場・河川航行図 (ナビゲーションマップ (水深, 橋梁クリアランス))

東京低地河川ナビゲーションマップ

最新情報は、以下より確認ください。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00044.html>

水面利用ルール・航行情報 | 荒川下流河川事務所 | 国土交通省 関東地方整備局

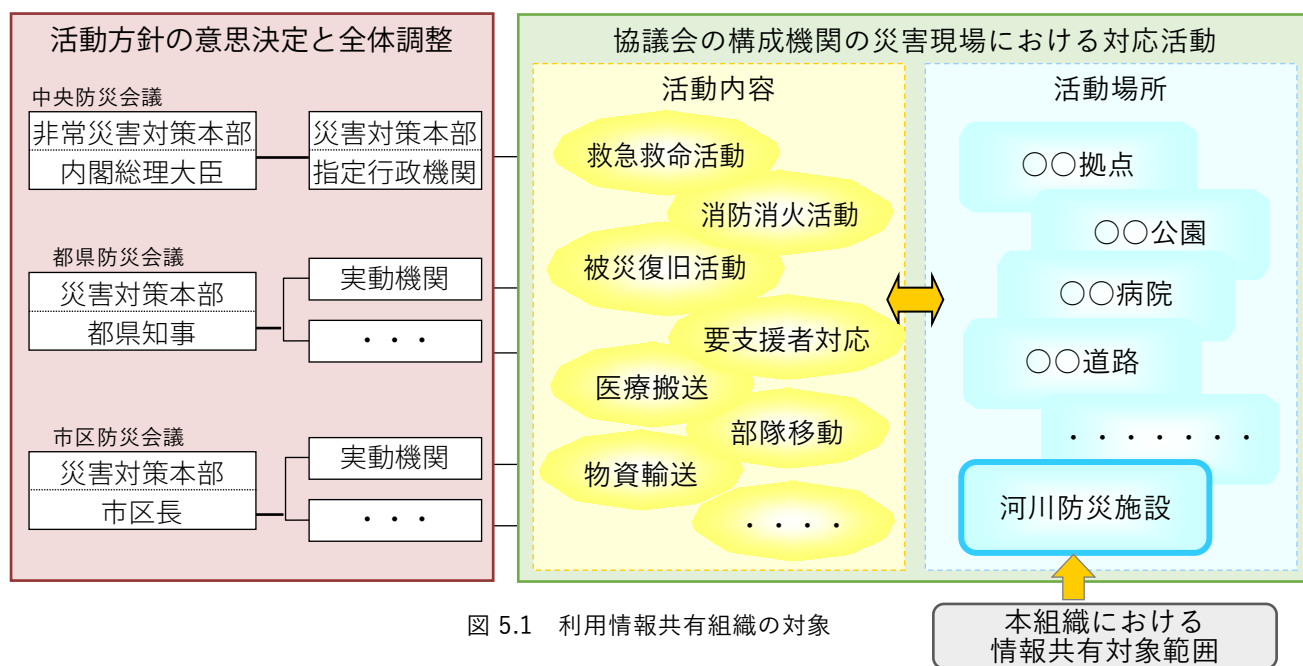
5. 河川防災施設利用情報の共有の仕組み

5.1. 利用情報共有組織とその役割

〔目的〕協議会の構成機関が、河川防災施設の利用にあたり、既存の情報共有体制を可能な限り取り入れ、混乱を最小限に収めて大規模震災時の利用を円滑に行えるよう、必要な情報共有の内容及び協議会の構成機関間での情報共有の手段について取り決めることとします。

〔基本方針〕

- ・利用情報共有組織は、東京都23区内で震度5強以上の地震を観測した場合、荒川下流部の河川防災施設が円滑に利用できるよう、情報共有を行う。
 - ・利用情報共有組織とは、協議会の構成機関で、利用情報共有組織事務局である荒川下流河川事務所は、HPを通じた荒川下流部の河川防災施設の被災状況、荒川下流防災施設利用情報共有システムを通じた協議会の構成機関の利用状況等についての情報の発信または共有を行い、各河川防災施設の円滑な利用を促す。
 - ・河川防災施設の利用にあたり、上記による共有が不可能な場合も想定されることから、利用情報共有組織の実務レベルでの情報連絡網を活用する。
- ・利用情報共有組織の活動は、協議会の構成機関の上位機関による対策方針に従って活動する現場において、荒川下流部に整備された河川防災施設を利用する際に、輻輳等による混乱を減ずるために各施設の利用状況を整理し、その情報を共有することを主たる目的とします。



5.2. 利用情報共有組織が共有する情報と連絡方法

〔基本方針〕

協議会の構成機関の上位機関等の対応活動方針に基づいた行動において河川防災施設を利用する際に、現場で円滑な行動計画を立てるのに必要な以下の情報を共有する。

- 河川防災施設の被災状況に関する情報（物理的被害及び復旧の状況等）^{*1}
/情報提供者；利用情報共有組織事務局（荒川下流河川事務所）
- 河川防災施設の利用状況
/情報提供者；各利用機関（利用情報共有組織事務局への利用通知による）
- 緊急交通路等と接続する緊急用河川敷道路進入口への人員配置の状況
/情報提供者；利用情報共有組織事務局（荒川下流河川事務所）

^{*1}利用情報共有組織事務局（荒川下流河川事務所）は、震度5弱以上の地震が発生した場合、点検を実施し、その結果はホームページ等により逐次情報提供します。

5.2.1. 情報共有の仕組み

〔基本方針〕

利用情報共有組織事務局（荒川下流河川事務所）は、活用計画に記載する河川防災施設の利用情報と被災後の点検結果を、以下で利用情報共有組織（荒川下流防災施設運用協議会の構成機関）に共有する。

① 【発災前】

河川防災施設の位置・現地条件を確認する

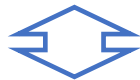
河川防災施設周辺状況(Map システム)

② 【発災後】

現地の被災状況を確認する（荒川下流河川事務所の公式発表情報）

荒川下流河川事務所ホームページ

<http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>



河川防災施設の利用状況を確認し、利用予約をする

荒川下流防災施設利用情報共有システム

5.2.2. 河川防災施設の確認

河川防災施設周辺状況(Map システム)

〔基本方針〕

荒川下流部の河川防災施設を大規模震災発生時に円滑に利用するには、その施設がどのような状況なのかを事前に把握しておくことが必要であることから、平常時から施設の状況を確認しておく。

➤ システムの目的

荒川下流部の河川防災施設（緊急用河川敷道路、緊急用橋梁アクセス道路、緊急用船着場、河川敷）、橋梁接続部等、現地利用に有効な情報を共有することを目的とします。

➤ 表示情報

- ①地図面表示情報
- ②河川敷進入口ゲート部の状況に関する情報（平時）
- ③各河川防災施設の状況に関する情報（平時）

5.2.3. 利用情報の連絡手段

〔基本方針〕

- ・ 河川防災施設の利用にあたっては、①利用施設（場所）、②利用目的、③利用期間等を利用情報共有組織（荒川下流防災施設運用協議会の構成機関）に通知する。
- ・ 通知方法は、原則、荒川下流防災施設利用情報共有システムを使用することとし、荒川下流防災施設利用情報共有システムの利用が不可能な場合は、利用情報共有組織の実務レベルで規定した連絡網で、電話連絡のうえ FAX を利用する
- ・ 荒川下流防災施設利用情報共有システムや FAX の利用が不可能な場合は、電話を使用する。
- ・ 消火活動や救急救命等に関わる短期の一時利用となる場合はこの限りではない。
- ・ 混乱が収束した後に、河川防災施設の利用に係る正式な申請書類等を荒川下流河川事務所に提出する。

荒川下流防災施設利用情報共有システム

〔基本方針〕

- ・ 協議会の構成機関間での発災時の河川防災施設の利用状況を共有するために、活用計画に記載した各河川防災施設を利用する際には、「荒川下流防災施設利用情報共有システム」により共有する。

➤ システムの目的

荒川下流防災施設利用情報共有システムは、大規模震災発生時に河川防災施設の現地での利用輻輳を軽減させることを目的とし、河川防災施設の利用登録、利用情報共有組織事務局（荒川下流河川事務所）の確認状況を協議会の構成機関間で共有します。

➤ 基本機能

- ①お知らせ（管理者からのテキストコメント）
- ②予約一覧（日）：利用情報等を1日ごとに全施設分をバーチャート表示
- ③予約一覧（月）：利用情報等を施設ごとに1か月分をバーチャート表示
- ④申請状況
- ⑤利用者管理

利用情報共有組織の情報連絡網

〔基本方針〕

- ・ 荒川下流防災施設利用情報共有システムが利用できない場合、利用情報共有組織は、電話、FAX で利用情報共有組織事務局（荒川下流河川事務所）へ通知する。



6. 河川防災施設の運用の考え方

6.1. 優先利用の考え方

〔基本方針〕

- ・現場における利用調整が困難な状況において、利用者同士が現地で調整を図ることが容易になるよう、河川防災施設利用の基本として、利用が優先される活動内容と概ねの当該活動の実施時期を考慮し、以下の通り、優先順位を事前にとり決めておく。
- ・なお、震災時火災における避難場所として指定されている区域内は、優先順位に関わりなく、避難者への安全確認が必要となる。
- ・河川敷は、常に洪水が発生する可能性がある場所であるため、特に出水期においては河川管理者からの洪水の発生危険性による退避情報に従う。

■最優先される対応事項【消防・救急・救命に関すること】

- ・延焼防止等のための消防の給水ニーズがある場合は優先的に利用する。
- ・傷病者の移動、医薬品の輸送等のための救急車両等の通行は優先的に利用する。

■優先される対応事項①【河川施設の復旧に関すること】

- ・河川防災施設等が地震による被害を受け、利用困難な状況である場合、河川管理者による災害復旧に係る活動は優先的に利用する。

■優先される対応事項②【広域応援部隊の移動等に関すること】

- ・警察、消防、自衛隊の広域応援部隊等が被災地内に進出する際に優先的に利用する。

■対応事項①【緊急支援物資の輸送・仮置きに関すること】

- ・食糧品や生活用品等の緊急支援物資を、被災地内へ輸送するための緊急輸送車両の通行・仮置きに利用する。

■対応事項②【復旧資機材の輸送・仮置きに関すること】

- ・インフラ関係の復旧用部材や仮設住宅用資材等の復旧資機材を被災地内へ輸送するための輸送車両の通行・仮置きに利用する。

■対応事項③【消火用水給水（鎮火後）に関すること】

- ・消防用水の取水で、鎮火後の給水を目的とした取水を行う場合で、他の利用と競合した場合には、利用者間で調整を図りながら利用する。

■対応事項④【震災廃棄物の輸送・仮置きに関すること】

- ・被災地内に発生した震災廃棄物を輸送するための輸送車両の通行・仮置きに利用する。

高

優先度

低

6.2. 対象フェーズの設定

〔基本方針〕

- ・活用計画では、災害対応の時系列を、以下の通り、発災直後～24 時間、24 時間～72 時間、72 時間以降の 3 つのフェーズに分類する。
- ・フェーズの分類における設定時間は目安であり、実際には現場での対応状況を重視する。

■フェーズ 1（発災～24 時間）

【初動体制確立期、即時対応期】

- ・消火、救命活動が対策の中心となる。
- ・建物倒壊、火災発生～延焼～消火が集中的に発生する。
- ・被害状況の把握が行われる。

■フェーズ 2（24 時間～72 時間）

【即時対応期】

- ・広域的な救援、支援活動が始まる。
- ・火災の延焼がほぼ鎮圧される。
- ・ライフライン復旧作業が始まる。

■フェーズ 3（72 時間以降）

【応急復旧期】

- ・生活の安定を図る対応が中心となる。
- ・生存者救出率は 72 時間を境に低下する。
- ・帰宅困難者の移動が集中する。

6.3. 河川防災施設の活用ルール

6.3.1. 共通事項

(1) 出水期における活用のルール

〔基本方針〕

- ・ 発災が出水期の場合、特に出水が予想される場合は、原則利用禁止とする。但し、台風
の接近等差し迫って出水の危険のない場合の通り抜け、利用は可能とする。
- ・ 利用可否については、河川管理者が判断を行うこととする。
但し、臨時の用途や緊急性を要するなどのやむを得ない理由により利用が生じた場合
は、協議を行い、対応を決めることとする。
- ・ 火災等からの避難者は、規制できないことが予想される。出水の危険がある場合には、
河川管理者と自治体が協力して退避の周知を行うこととする。

(2) 津波警報発表時の活用のルール

〔基本方針〕

- ・ 津波警報が発令された場合、河川防災施設は利用が制限される。津波警報の解除まで原
則利用禁止とする。
- ・ 大規模震災時、気象庁により東京湾に津波警報が発表された場合、協議会構成機関は、
河川敷にいる利用者及び避難者等に対して、警報発表の内容に関する情報提供に努める
こととする。

(3) フェーズ毎の基本的な考え方

● フェーズ 1 24 時間以内 協議会の構成機関で利用

- ・発災後、約 24 時間程度までの利用については、「優先利用の考え方」により、協議会の構成機関の責任において利用する。
 - ・施設利用者は事前に鍵の配布が行われている協議会の構成機関（都県市区、警察、消防、自衛隊、道路管理者）、及び河川管理者に限定する。
-

● フェーズ 2 24 時間以降 河川管理者等による施設管理の開始

- ・河川管理者が、体制が整い次第、順次河川敷進入口のゲート(車止め)の管理を開始する。
 - ・河川管理者の管理を開始以降、利用箇所の優先順位を設定し、優先的に人員配置を行う。
 - ・施設利用者はフェーズ 1 と同様とする。
 - ・緊急用河川敷道路が大規模震災時における通行可能経路として緊急輸送道路等に設定された場合は、協議会の構成機関以外の緊急通行車両等も利用することができる。
-

● フェーズ 3 72 時間以降 利用終了もしくは単一組織の利用に規定された段階で平常時の運用に移行

- ・このフェーズの利用は、原則としてフェーズ 2 の方法を継続することとする。
 - ・河川管理者による現場の施設管理は、単一組織の利用に限定された段階で終了する。
-

6.3.2. 緊急用河川敷道路及び緊急用橋梁アクセス道路

1 活用ルール

フェーズ共通で想定される活用ルール

〔基本方針〕

- ・洪水等により河川敷が冠水することが予想された場合には、緊急用河川敷道路の通行を停止する。
- ・緊急用河川敷道路内走行時における交通、安全管理は利用者自らが行う。
- ・事前に河川敷進入口のゲート(車止め)の鍵を配布されている協議会の構成機関の車両が緊急用河川敷道路を通行する場合、利用情報共有組織事務局への利用申請等の必要はない。
- ・緊急用橋梁アクセス道路は車両のすれ違いができない(標準幅員 4m幅)ため、混雑が予想される一般道からの進入を優先させることを原則とする。ただし、緊急用橋梁アクセス道路に対向車がいた場合は、先に坂路に進入している車両を優先させるなど、原則に従いながら通行車両間で安全を確保して通行する。
- ・消防・救急車両は優先して通行する。
- ・上記によらない場合は、通行車両間で安全を確保して通行する。

フェーズ1で想定される活用ルール

〔基本方針〕

- ・緊急用河川敷道路の利用者は、協議会の構成機関(自治体、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、道路管理者、河川管理者)の車両に限ることを原則とする。
但し、上記以外でも、河川区域内での活動に係わる車両は利用できるものとする。
- ・発災当初、河川管理者の体制が整い、順次河川敷進入口のゲート(車止め)の管理を開始するまでは、利用者自らが河川敷進入口のゲート(車止め)の鍵の開錠・施錠を行う。
- ・このフェーズでの河川防災施設の利用が想定される協議会の構成機関は、あらかじめ進入に必要な鍵を必要数配備しておくこととする。
- ・緊急用河川敷道路上のゲート(車止め)は最初に走行する者が開錠し、施錠はしないで通行する。

フェーズ2で想定される活用ルール

〔基本方針〕

- ・河川敷進入口のゲート(車止め)は、河川管理者の体制が整い次第、順次管理を開始し、その他の進入口の利用にあたっては、利用者の責任において利用することを原則とする。
- ・河川敷進入口ゲート(車止め)に管理者が配置された場合は、管理者の指示に従って通行する。
- ・緊急用河川敷道路の利用者は、協議会の構成機関(自治体、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、道路管理者、河川管理者)の車両に限ることを原則とする。
但し、上記以外でも、河川敷内での活動に係わる車両は利用できるものとする。
- ・緊急用河川敷道路が大規模震災時における通行可能経路として緊急輸送道路に設定された場合には、協議会の構成機関以外の緊急通行車両等も利用することができる。
- ・緊急用橋梁アクセス道路は、利用状況により、交通量が多い箇所等必要な箇所には河川管理者が管理者を配置する。

フェーズ3で想定される活用ルール

〔基本方針〕

- ・緊急用河川敷道路の利用は、原則としてフェーズ2の方法を継続することとする。
- ・利用が終了した箇所から、順次河川管理者による進入口管理者の配置を解除する。
- ・利用機関が限定された箇所については、その機関が鍵の開閉管理を行うこととする。
- ・緊急用河川敷道路が緊急輸送道路に指定されていない場合における利用者は、協議会の構成機関の車両に限ることを原則とするが、河川敷の活動等に関する車両については通行できるものとする。

2 利用想定

➤ 7.1.に記載のとおり。

3 基本運用

フェーズ1で想定される基本運用

① 河川管理者から提供される情報と手段

内 容	手 段
施設の点検結果 (利用可否に関わる情報)	○Web サイト ・荒川下流河川事務所 HP http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/ ○FAX (Web が利用不可等の場合等)

② 利用者自らが進入口管理を行う。

フェーズ2で想定される基本運用

- ① 利用に関する連絡関係はフェーズ1に同じ。
- ② 進入口の管理が開始されていない箇所では、フェーズ1に引き続き利用者の協議会の各構成機関の責任において進入口管理を行う。

フェーズ3で想定される基本運用

- ① 利用に関する連絡関係はフェーズ1に同じ。
- ② 河川管理者による進入口管理は緊急車両の通行の必要がなくなったと判断される場合、もしくは利用者が単独機関のみとなった時点で終了する。
- ③ 進入口管理が終了した以降は、平常時の管理に移行する。

現地運用に係る参考事項 | 橋梁アクセス部の状況 (R4.2 現在)

通行道路	橋梁名	緊急交通路 の指定有無※1	緊急輸送道路 の指定有無	緊急用橋梁 アクセス道路	区 域	
					左岸	右岸
1 都道 10 号葛西橋通り	葛西橋	×	○(第一次)	右岸下流 右岸上流 左岸下流 左岸上流	江戸川区	江東区
2 都道 50 号新大橋通り	(新)船堀橋	×	○(第一次)	右岸下流 右岸上流 左岸上流	江戸川区	江戸川区
3 国道 14 号京葉道 (上り)	新小松川橋	○	○(第一次)	右岸下流 左岸下流	江戸川区	江戸川区
4 国道 14 号京葉道 (下り)	小松川橋	○	○(第一次)	右岸上流 左岸上流	江戸川区	江戸川区
5 都道 315 号蔵前橋通り	平井大橋	○	○(第一次)	右岸下流 右岸上流 左岸下流 左岸上流	葛飾区	江戸川区
6 都道 449 号	木根川橋	×	×	右岸下流 右岸上流 左岸下流 左岸上流	葛飾区	墨田区
7 国道 6 号水戸街道(ハ イパ ス)	新四ツ木橋	○	○(第一次)	左岸下流	葛飾区	墨田区
8 国道 6 号水戸街道	四ツ木橋	○	○(第一次)	右岸上流 左岸上流	葛飾区	墨田区
9 都道 314 号	堀切橋	×	○(第二次)	右岸下流 左岸下流	葛飾区	足立区
10 国道 4 号日光街道	千住新橋	◎	○(第一次)	右岸下流 右岸上流 左岸下流	足立区	足立区
11 都道 461 号尾竹橋通り	西新井橋	×	○(第二次)	右岸下流 右岸上流 左岸下流	足立区	足立区
12 都道 58 号尾久橋通り	扇大橋	×	○(第一次)	右岸下流 右岸上流 左岸上流	足立区	足立区
13 都道 307 号	江北橋	×	○(第二次)	右岸下流 右岸上流 左岸下流	足立区	足立区
14 都道 318 号環七通り	鹿浜橋	×	○(第一次)	右岸下流 右岸上流 左岸下流	足立区	足立区
15 国道 122 号岩槻街道北本通り	新荒川大橋	○ (埼玉側; 第二次)	○(第一次) (埼:特定)	右岸下流 右岸上流 左岸下流	川口市	北区
16 国道 17 号中山道	戸田橋	◎	○(第一次) (埼:特定)	右岸下流 右岸上流 左岸下流 左岸上流	戸田市	板橋区
17 国道 17 号新大宮ハイパス	笹目橋	×(埼玉側; 第二次)	○(第一次) (埼:特定)	右岸下流 左岸下流	戸田市	板橋区

※1 二重丸は、発災当初、警視庁による「緊急自動車専用路」となる。

現地運用に係る参考事項 | 緊急用河川敷道路進入口設置ゲートのタイプ

- ・ 緊急用河川敷道路や河川敷進入口にはゲート(車止め)が設置、施錠されており、車両の進入を制限しています。

主に河川敷への進入口などに設置	主に河川敷道路内などに設置
	

6.3.3. 緊急用船着場

1 活用ルール

フェーズ共通で想定される活用ルール

〔基本方針〕

- ・ 緊急用船着場に設置されている鍵は、利用者自ら開錠・施錠する。
- ・ 利用にあたっては、一時利用申請は不要とし、荒川下流防災施設利用情報共有システムや FAX、電話等により利用情報共有組織事務局へ通知すると共に、重複利用の有無等を確認し、利用が重複した場合には、別途定める優先利用の考え方により調整する。
- ・ 上記によらず、現地において利用が重なった場合には、陸側に待機する利用者同士で調整する。
- ・ 一般船舶の利用は、原則として一時利用許可申請手続きを要する。
- ・ 一般船舶と区別するため、各船舶は所属や目的等を掲示する（〇〇市帰宅困難者輸送/〇〇区緊急援助物資輸送等）。
- ・ 航行に際しては、河川管理者が公表している河床の堆砂状況を確認し、乗揚げ事故に十分注意する。

フェーズ 1 で想定される活用ルール

〔基本方針〕

- ・ 発災後、約 24 時間程度までの利用については、優先利用の考え方に従い、各組織の責任において利用する。
- ・ 地震発生後 24 時間程度までは、火災延焼防止等のための消防の給水ニーズがある場合は、消防は優先的に利用する。
- ・ 緊急用船着場の利用者は、協議会の構成機関（自治体、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、河川管理者）およびその指揮系統にある船舶に限る。
- ・ 利用にあたっては、一時利用申請は不要とし、荒川下流防災施設利用情報共有システムや FAX、電話等により利用情報共有組織事務局へ通知すると共に、重複利用の有無等を確認し、利用が重複した場合には、別途定める優先利用の考え方により調整する。

フェーズ 2 で想定される活用ルール

〔基本方針〕

- ・ 緊急用船着場の利用者は、協議会の構成機関（自治体、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、河川管理者）及びその指揮系統にある船舶であることを原則とする。
- ・ 緊急用船着場が大規模震災時において輸送経路とする要請があった場合に、協議会の構成機関以外の緊急用船舶も利用することができる。
- ・ 利用にあたっては、一時利用申請は不要とし、荒川下流防災施設利用情報共有システムや FAX、電話等により利用情報共有組織事務局へ通知すると共に、重複利用の有無等を確認し、利用が重複した場合には、別途定める優先利用の考え方により調整する。

フェーズ3で想定される活用ルール

〔基本方針〕

- ・緊急用船着場の利用は、原則としてフェーズ2の方法を継続する。
- ・利用機関が限定された箇所については、その機関が現場の管理を行う（平常時の利用に準ずる）。

2 利用想定

➤7.2.に記載のとおり。

3 基本運用

フェーズ1で想定される基本運用

① 河川管理者から提供される情報と手段

内 容	手 段
施設の点検結果 (利用可否に関わる情報)	○Web サイト ・荒川下流河川事務所 HP http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/ ○FAX (Web が利用不可等の場合等)

② 利用者から利用情報共有組織への連絡事項

内 容	手 段	
緊急用船着場の 利用状況確認	荒川下流防災施設利用 情報共有システムを利用	FAX または TEL を利用
緊急用船着場の 利用連絡		
利用終了の連絡		

③ 現場の避難者等の退避及び安全管理は、利用者が行う。

フェーズ2で想定される基本運用

- ① 利用に関する連絡関係は、フェーズ1に同じ。
- ② 緊急用船舶と連携して物資等を輸送する車両については、緊急用河川敷道路が都県の緊急輸送道路の通行可能経路としての指定を受けていない場合でも、通行できることとする。
- ③ 現場の避難者等の退避及び安全管理は、利用者が行う。

フェーズ3で想定される基本運用

- ・緊急用船着場の利用は、原則としてフェーズ2の方法を継続する。

6.3.4. 河川敷-0 避難場所等

1 活用ルール

フェーズ共通で想定される活用ルール

〔基本方針〕

- ・複数の機関の利用が想定されるゾーニング箇所の利用については、利用者間で調整を行う。
- ・利用期間中の利用スペースの安全管理（人、障害物、破損の有無）等は、（協議会の構成機関の災害対策本部の指示等により）利用者自らが行う。

6.3.5. 河川敷-1 臨時ヘリポート

1 活用ルール

フェーズ共通で想定される活用ルール

〔基本方針〕

- ・利用にあたっては、一時利用申請は不要とし、荒川下流防災施設利用情報共有システムや FAX、電話等により利用情報共有組織事務局へ通知すると共に、重複利用の有無等を確認し、利用が重複した場合には、別途定める優先利用の考え方により調整する。
- ・現地での利用調整はしないため、臨時ヘリポートとして活用する協議会の構成機関と事前に利用の優先順位を定めておく。
- ・ヘリポート利用時の管制については、災害現地での航空管制との関連も考慮し、各機関の管制に従うこととする。

2 利用想定

➤ 7.2.に記載のとおり。

3 基本運用

① 河川管理者から提供される情報と手段

内 容	手 段
施設の点検結果 (利用可否に関わる情報)	○Web サイト ・荒川下流河川事務所 HP http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/ ○FAX (Web が利用不可等の場合等)

② 利用者から利用情報共有組織への連絡事項

内 容	手 段	
河川敷臨時ヘリポート の利用状況確認	荒川下流防災施設利用 情報共有システムを利用	FAX または TEL を利用 (左記システムが利用不可等)
河川敷臨時ヘリポート の利用連絡		
利用終了の連絡		

③ 現場の避難者等の退避及び安全管理は、利用者が行う。

6.3.6. 河川敷-2 臨時広域活動拠点

1 活用ルール

フェーズ共通で想定される活用ルール

〔基本方針〕

- ・利用にあたっては、一時利用申請は不要とし、荒川下流防災施設利用情報共有システムや FAX、電話等により利用情報共有組織事務局へ通知すると共に、重複利用の有無等を確認し、利用が重複した場合には、別途定める優先利用の考え方により調整する。

2 利用想定

➤ 7.2.に記載のとおり。

3 基本運用

① 河川管理者から提供される情報と手段

内 容	手 段
施設の点検結果 (利用可否に関わる情報)	○Web サイト ・荒川下流河川事務所 HP http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/ ○FAX (Web が利用不可等の場合等)

② 利用者から利用情報共有組織への連絡事項

内 容	手 段	
臨時広域活動拠点の 利用状況確認	荒川下流防災施設利用 情報共有システムを利用	FAX または TEL を利用 (左記システムが利用不可等)
臨時広域活動拠点の 利用連絡		
利用終了の連絡		

④ 現場の避難者等の退避及び安全管理は、利用者が行う。

6.3.7. 河川敷-3 移動用拠点(ターミナル拠点)

1 活用ルール

フェーズ共通で想定される活用ルール

〔基本方針〕

- ・移動用拠点の利用ルールは、緊急用船着場の利用ルールに準ずる。

2 利用想定

利用想定は、緊急用船着場に準じる。

3

基本運用は、緊急用船着場に準じる。

6.3.8. 河川敷-4 復旧・復興関連仮置場

1 活用ルール

フェーズ共通で想定される活用ルール

〔基本方針〕

- ・利用にあたっては、一時利用申請は不要とし、荒川下流防災施設利用情報共有システムや FAX、電話等により利用情報共有組織事務局へ通知すると共に、重複利用の有無等を確認し、利用が重複した場合には、別途定める優先利用の考え方により利用する。
- ・復旧・復興関連仮置場の利用が発生する場合、必要に応じて緊急用船着場以外に臨時船着場を設置、利用することを原則とする。
- ・荒川河川敷に震災廃棄物を仮置きした場合、荒川氾濫や水質汚染などの二次災害を引き起こす恐れがあります。このため、速やかに搬出することが出来ない震災廃棄物を河川敷に仮置きすることは原則禁止とする。ただし、震災廃棄物のうち、速やかに搬出可能なもので、他の仮置場に仮置き出来ない場合に限り、荒川河川敷に設定している「復旧・復興関連仮置場」等に仮置きするための河川管理者協議を行い、対応を決めることとする。

2 利用想定

➤ 7.2.に記載のとおり。

3 基本運用

① 河川管理者から提供される情報と手段

内 容	手 段
施設の点検結果 (利用可否に関わる情報)	○Web サイト ・荒川下流河川事務所 HP http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/ ○FAX (Web が利用不可等の場合等)

② 利用者から利用情報共有組織への連絡事項

内 容	手 段	
復旧・復興関連仮置場の利用状況確認	荒川下流防災施設利用 情報共有システムを利用	FAX または TEL を利用 (左記システムが利用不可等)
復旧・復興関連仮置場の利用連絡		
利用終了の連絡		

③ 現場の避難者等の退避及び安全管理は、利用者が行う。

6.3.9. 河川敷-5 消防用水取水可能箇所

1 活用ルール

フェーズ共通で想定される活用ルール

〔基本方針〕

- ・荒川下流部の沿川で火災延焼が発生した場合、消防用水を取水する可能性がある。
- ・東京消防庁は事前に確認した箇所において荒川を利用することとしている。

2 利用想定

- 7.2.に記載のとおり。

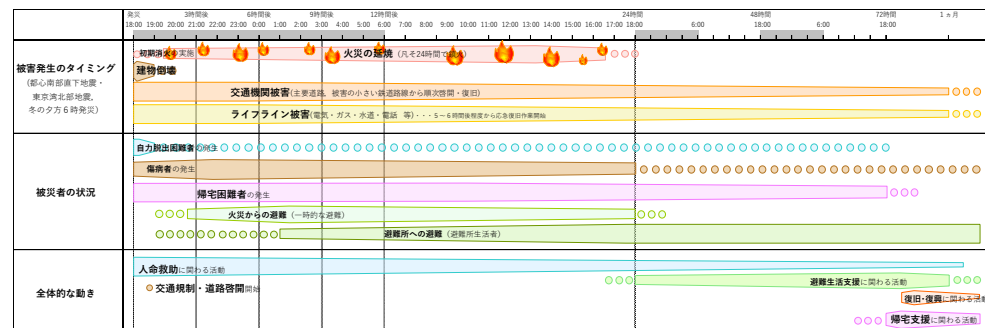
3 基本運用

- 当該目的における利用に関する事前申請等は不要とする。

7. 荒川下流防災施設運用協議会の構成機関の利用想定 of 検討

協議会の構成機関による荒川下流部の河川防災施設の利用想定を整理した。本想定は、今後も継続して確認していくものです。

- ・緊急用河川敷道路は、広域応援部隊の移動、緊急交通路が通行困難な場合の医療搬送、資機材等の運搬等の目的で優先的に利用が想定される。
- ・河川敷は、広域応援部隊の活動拠点、72 時間以降は、復旧復興に係る仮置場の目的で優先的に利用が想定される。
- ・緊急用船着場は、舟運を利用した人員や物資等の運搬、荷揚げ場としての目的で優先的に利用が想定される。



発災直後～24 時間 (フェーズ1)	24～72 時間 (フェーズ2)	72 時間～ (フェーズ3)
・河川敷；避難者の避難場所（火災からの避難）等 → 消防水利の確保 ・緊急用河川敷道路；緊急点検車両の走行，救急車両の走行，広域応援部隊の進入，帰宅困難者の移動（歩行）等 ・緊急用船着場；負傷者の搬送等	・河川敷；残留避難者，負傷者の一時待機等，医療搬送等ヘリポートの設置，広域応援部隊の展開拠点等 ・緊急用河川敷道路；救急車両等の通過，帰宅困難者の移動，復旧建設資機材搬送等 ・緊急用船着場；負傷者の搬送，復旧建設資機材搬送 等	・河川敷；援助物資等，復旧復興資機材の仮置き等 ・緊急用河川敷道路；援助物資等の輸送，復旧建設資機材搬送等 ・緊急用船着場；帰宅困難者の移動，援助物資等の輸送，復旧建設資機材搬送等

7.1. 施設別利用想定（時系列）

施設毎の利用想定を、利用タイミングと合わせて以下に整理する。

① 緊急用河川敷道路及び緊急用橋梁アクセス道路（各想定の開始・終了タイミングは被災状況等による）

■警察 ■消防 ■陸上自衛隊 ■自治体(都県) ■自治体(市区) ■道路管理者 ■海上保安庁 ■河川管理者（関東地整, 荒川下流）

施設	時間経過	発災直後～24 時間	24～72 時間	72 時間～	利用者
緊急用河川敷道路 及び 緊急用橋梁アクセス道路	復旧活動	■ 1 次点検実施 → ■ 2 次点検実施 →			・河川管理者
	人員の移動	■ 部隊移動・搬送等 ■ 消防職員参集(徒歩・自転車等) ■ 消防車両の走行（現場への急行・傷病者搬送）→ ■ 部隊移動・搬送等 ■ 応援部隊の受入れ ■ 道路啓開作業班の迂回ルート	■ 人員輸送 →		・警察 ・消防 ・自衛隊 ・市区 ・道路管理者
	物資等の移動	■ 交通規制の迂回路 ■ 消火用ホースの横断 ■ 各機関の移動のための代替経路 → ■ 各候補地と幹線道路間のアクセス ■ 緊急用物資・資機材等の輸送		■ 震災がれき運搬 ■ 被災箇所までの復旧資機材運搬 → ■ 重大被災箇所の緊急復旧工事開始	・警察 ・消防 ・都県 ・市区 ・河川管理者
	利用者	・都県 ・消防 ・陸上自衛隊 ・市区 ・警察 ・河川管理者	・都県 ・消防 ・陸上自衛隊 ・市区 ・警察 ・道路管理者	・都県 ・警察 ・道路管理者 ・市区 ・陸上自衛隊 ・消防 ・河川管理者	

※消火活動を実施している箇所においては、消防ホースが横断している可能性があるため、走行時は要注意。

※火災現場近隣では、火災等からの避難者により混乱が発生している可能性があるため、走行時は要注意。

② 緊急用船着場（各想定開始・終了タイミングは被災状況等による）

■警察 ■消防 ■陸上自衛隊 ■自治体(都県) ■自治体(市区) ■道路管理者 ■海上保安庁 ■河川管理者（関東地整,荒川下流）

時間経過 施設		発災直後～24 時間	24～72 時間	72 時間～	利用者
緊急用船着場	人員の移動	■部隊移動・搬送等 ■消防艇、消防ボートの航行・着岸(人員搬送等) → ■部隊移動、搬送等(被災地への進出) ■物資輸送の拠点・ドローン拠点 ■応援部隊受入れ・人員輸送(バックアップルート確保) ■重症者等搬送 ■帰宅困難者輸送 ■広域避難民の乗船場			・警察 ・消防 ・自衛隊 ・都県 ・市区 ・海上保安庁
	物資等の移動・その他	■消防艇、消防ボートの航行・着岸(資機材搬送等) ■消防艇、消防ボートの航行・着岸(消火・救助活動) ■消防車両の駐車(消火用水取水、救助・救急活動) ■消火用ホースの横断 ■資機材(坎為水相当)の設置 ■資現場指揮所の設置(テント一張程度) ■緊急用物資等の輸送(バックアップルート確保) ■関係機関からの物資緊急輸送の荷揚げ ■救助要請への対応活動		■台船による資機材運搬	・消防 ・市区 ・海上保安庁 ・河川管理者
利用者		・警察 ・消防 ・陸上自衛隊 ・河川管理者 ・都県 ・市区 ・海上保安庁	・警察 ・消防 ・陸上自衛隊 ・河川管理者 ・都県 ・市区 ・海上保安庁	・都県 ・河川管理者 ・市区	

③ 河川敷-0_避難場所等

■警察 ■消防 ■陸上自衛隊 ■自治体(都県) ■自治体(市区) ■道路管理者 ■海上保安庁 ■河川管理者（関東地整,荒川下流）

時間経過 施設		発災直後～24 時間	24～72 時間	72 時間～	利用者
河川敷 (避難場所)	避難地としての利用	■避難場所 ■避難誘導場所 ■移動用基地局、電源車配置（避難者対応/情報取得）	■「テント村」出現		・市区 ・警察
利用者		・市区 ・警察	・市区	・市区	

④ 河川敷-1_臨時ヘリポート

■警察 ■消防 ■陸上自衛隊 ■自治体(都県) ■自治体(市区) ■道路管理者 ■海上保安庁 ■河川管理者（関東地整,荒川下流）

施設	時間経過	発災直後～24 時間	24～72 時間	72 時間～	利用者
河川敷 (臨時ヘリポート)	人部隊等の移動	■傷病者(河川敷避難者)・緊急患者、人員搬送 → ■河川敷避難者・医療機関との連携による緊急搬送 ■応援部隊受入れ ■対策要員の移動 →		■広域医療搬送 →	・消防 ・自衛隊 ・市区 ・その他(電力)
	その資他等の移動・	■ヘリ離着陸 ■緊急用物資受入れ等の輸送 ■大型ヘリ離着陸用地 ■関係機関からの物資緊急輸送 ■被災状況調査 →			・警察 ・市区 ・都県 ・海上保安庁 ・河川管理者
利 用 者		・警察 ・消防 ・海上保安庁 ・都県 ・市区 ・河川管理者 ・その他（電力）	・警察 ・消防 ・陸上自衛隊 ・都県 ・市区 ・海上保安庁	・警察 ・消防 ・陸上自衛隊 ・都県 ・市区 ・海上保安庁	

⑤ 河川敷-2_臨時広域活動拠点

■警察 ■消防 ■陸上自衛隊 ■自治体(都県) ■自治体(市区) ■道路管理者 ■海上保安庁 ■河川管理者（関東地整,荒川下流）

施設	時間経過	発災直後～24 時間	24～72 時間	72 時間～	利用者
河川敷 (臨時広域活動拠点)	人部隊等の移動	■部隊の集合場所、活動拠点 ■他府県部隊の集合場所、活動拠点 ■消防車両の駐車 ■都外応援隊の集結 ■人命救助活動部隊の継続的活動拠点 ■消防、警察、自衛隊の活動拠点 ■人命救助、防災活動の活動拠点 ■道路啓開事務所の集合場所 ■他事務所、TEC-FORCE 受け入れ →			・警察 ・消防 ・都県 ・市区 ・道路管理者 ・河川管理者
		・警察 ・消防 ・陸上自衛隊 ・都県 ・市区 ・道路管理者 ・河川管理者	・警察 ・消防 ・陸上自衛隊 ・都県 ・市区 ・道路管理者	・警察 ・消防 ・陸上自衛隊 ・都県 ・市区 ・道路管理者	

⑥ 河川敷-4_復旧・復興関連仮置場

■警察 ■消防 ■陸上自衛隊 ■自治体(都県) ■自治体(市区) ■道路管理者 ■海上保安庁 ■河川管理者（関東地整,荒川下流）

時間経過 施設		発災直後～24 時間	24～72 時間	72 時間～	利用者
河川敷 (復旧・復興関連仮置場)	仮置場・その他	■避難者滞留ゾーン設定の可能性 ■広域受応援での利用 ■道路啓開除却物の仮置き ■道路啓開除却物の仮置き		■資機材・震災がれき仮置場 ■工事・資機材のストックヤード ■資機材の仮置き・車両待機	・市区 ・道路管理者 ・河川管理者 ・その他(電力)
利 用 者	・市区 ・道路管理者	・市区 ・道路管理者	・市区 ・道路管理者	・市区 ・道路管理者 ・河川管理者 ・その他（電力）	

⑦ 消防用水取水可能箇所

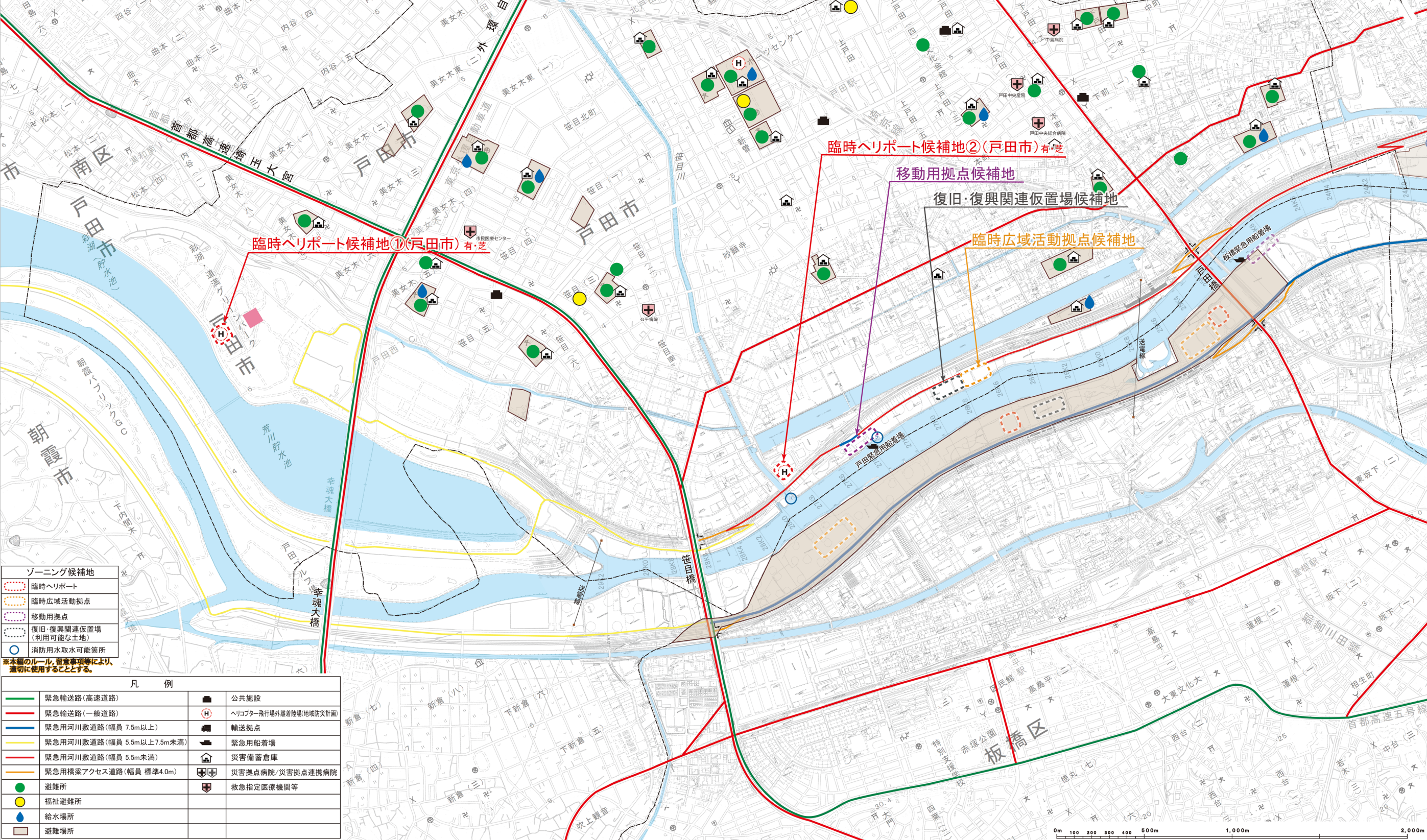
■警察 ■消防 ■陸上自衛隊 ■自治体(都県) ■自治体(市区) ■道路管理者 ■海上保安庁 ■河川管理者（関東地整,荒川下流）

時間経過 施設		発災直後～24 時間	24～72 時間	72 時間～	利用者
消防用水 取水可能箇所	消防活動	■消防用水取水 ■資機材（水槽等）の設置 ■現場指揮所設置 ■消防用水取水 ■消防用水取水			・消防 ・都県 ・市区
利 用 者	・消防 ・都県 ・市区				

7.2. 河川防災施設の市区別ゾーニング図

荒川下流部の災害対策用地計画【戸田市】

各フェーズでの主な用途は7.荒川下流防災施設運用協議会の構成機関の利用想定を参照



ゾーニング候補地	
	臨時ヘリポート
	臨時広域活動拠点
	移動用拠点
	復旧・復興関連仮置場 (利用可能な土地)
	消防用水取水可能箇所

※本編のルール、留意事項等により、適切に使用することとする。

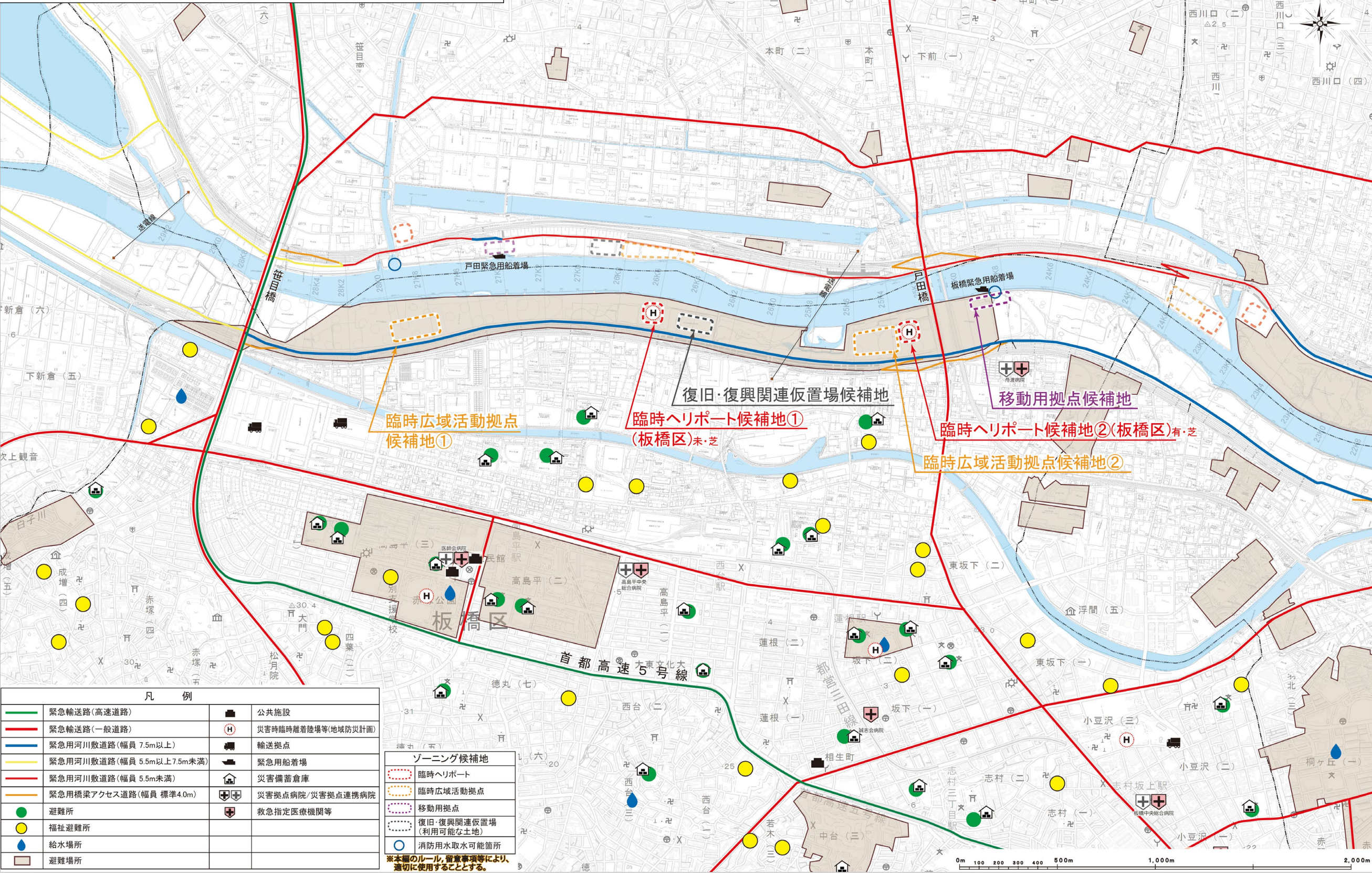
凡 例		
	緊急輸送路(高速道路)	 公共施設
	緊急輸送路(一般道路)	 ヘリコプター飛行場外離着陸場(地域防災計画)
	緊急用河川敷道路(幅員 7.5m以上)	 輸送拠点
	緊急用河川敷道路(幅員 5.5m以上7.5m未満)	 緊急用船着場
	緊急用河川敷道路(幅員 5.5m未満)	 災害備蓄倉庫
	緊急用橋梁アクセス道路(幅員 標準4.0m)	 災害拠点病院/災害拠点連携病院
	避難所	 救急指定医療機関等
	福祉避難所	
	給水場所	
	避難場所	

各フェーズでの主な用途は 7.荒川下流防災施設運用協議会の構成機関の利用想定を参照



荒川下流部の災害対策用地計画【板橋区】

各フェーズでの主な用途は7.荒川下流防災施設運用協議会の構成機関の利用想定を参照



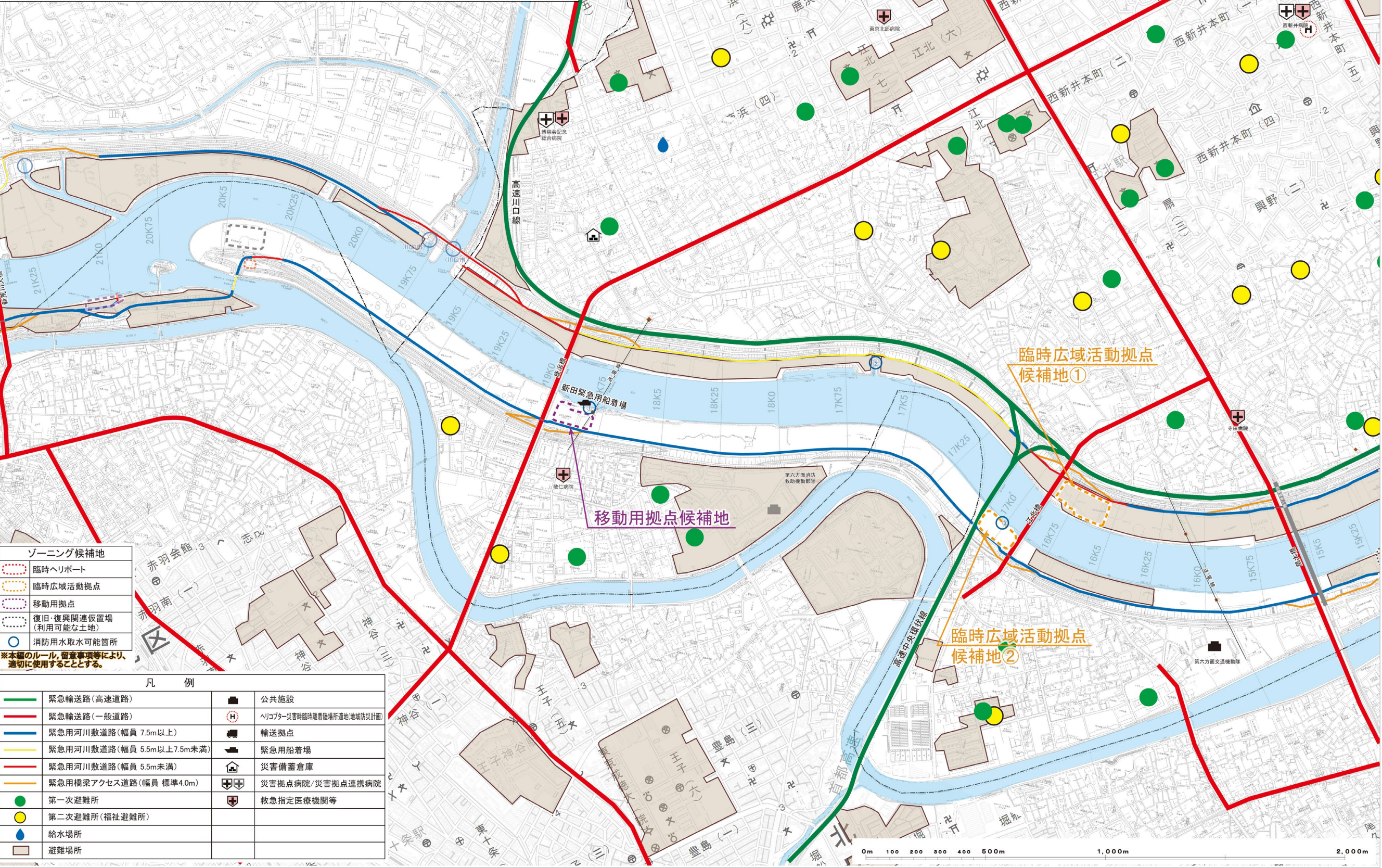
荒川下流部の災害対策用地計画【北区】

各フェーズでの主な用途は7.荒川下流防災施設運用協議会の構成機関の利用想定を参照



荒川下流部の災害対策用地計画【足立区(上流部)】

各フェーズでの主な用途は7.荒川下流防災施設運用協議会の構成機関の利用想定を参照



荒川下流部の災害対策用地計画【足立区(下流部)】

各フェーズでの主な用途は7.荒川下流防災施設運用協議会の構成機関の利用想定を参照



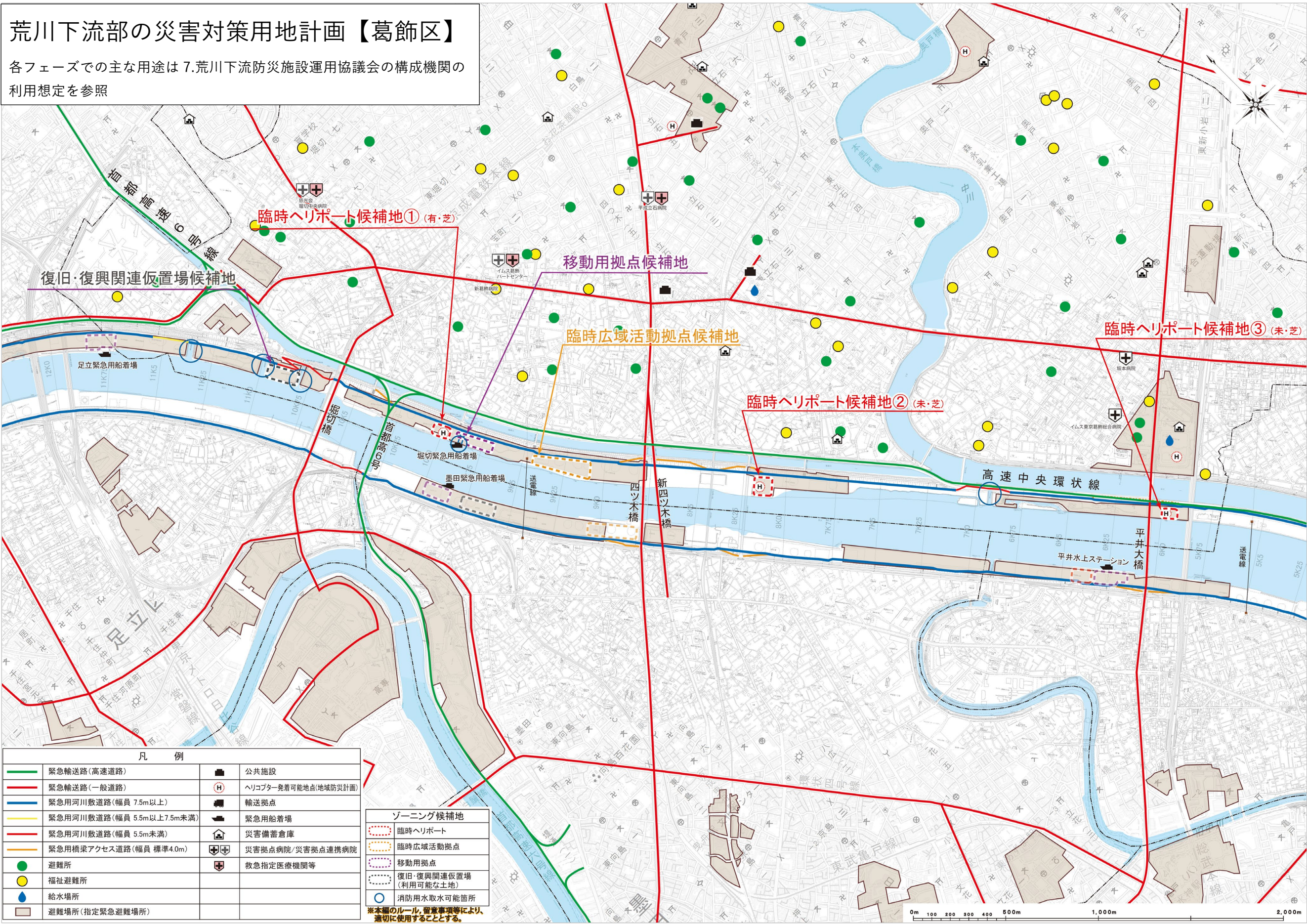
ゾーニング候補地	
	臨時ヘリポート
	臨時広域活動拠点
	移動用拠点
	復旧・復興関連仮置場 (利用可能な土地)
	消防用水取水可能箇所

※本編のルール、留意事項等により、
適切に使用することとする。

凡 例			
	緊急輸送路(高速道路)		公共施設
	緊急輸送路(一般道路)		ヘリコプター災害時臨時着陸場所適地(地域防災計画)
	緊急用河川敷道路(幅員 7.5m以上)		輸送拠点
	緊急用河川敷道路(幅員 5.5m以上7.5m未満)		緊急用船着場
	緊急用河川敷道路(幅員 5.5m未満)		災害備蓄倉庫
	緊急用橋梁アクセス道路(幅員 標準4.0m)		災害拠点病院/災害拠点連携病院
	第一次避難所		救急指定医療機関等
	第二次避難所(福祉避難所)		
	給水場所		
	避難場所		

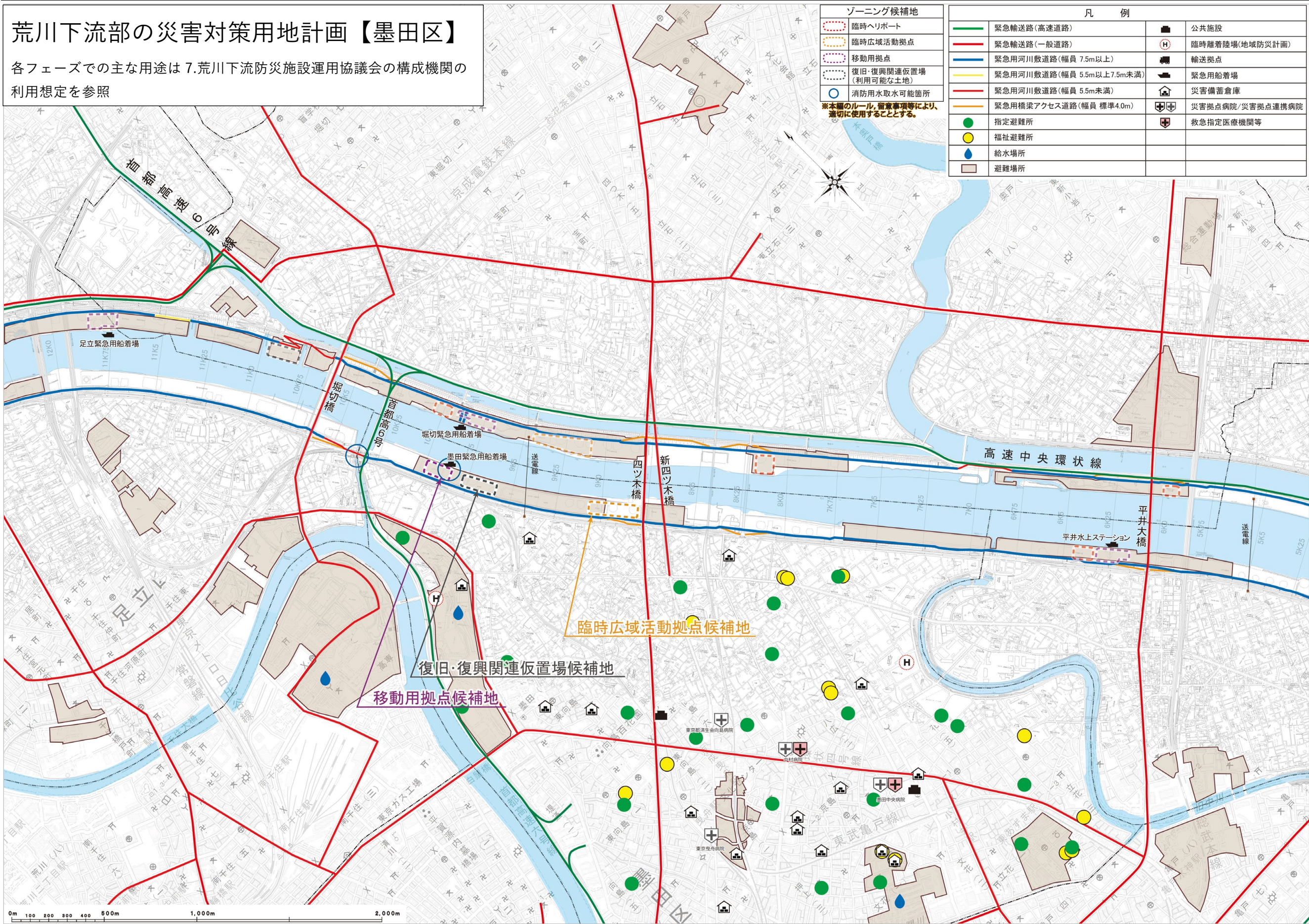
荒川下流部の災害対策用地計画【葛飾区】

各フェーズでの主な用途は7.荒川下流防災施設運用協議会の構成機関の利用想定を参照



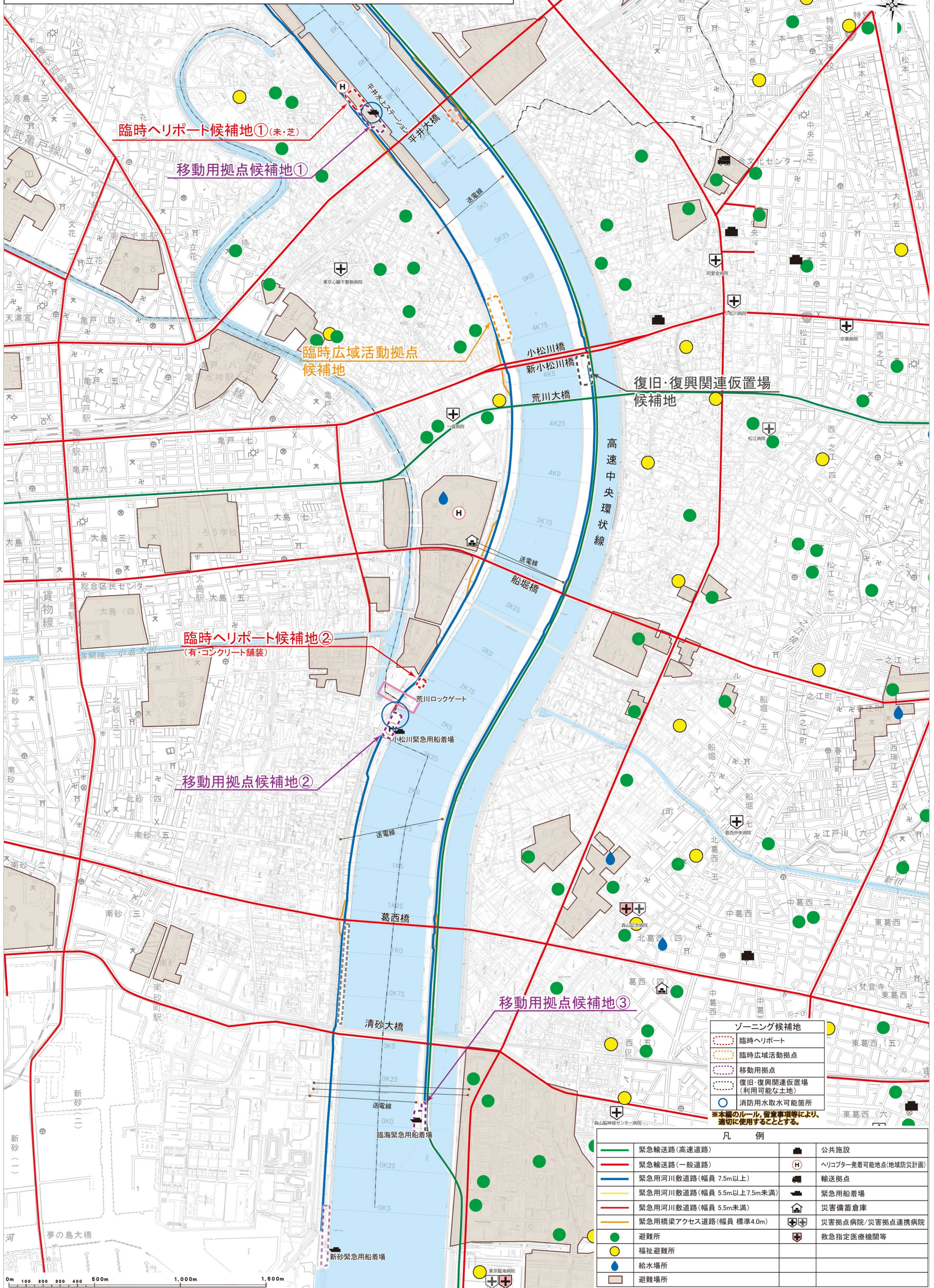
荒川下流部の災害対策用地計画【墨田区】

各フェーズでの主な用途は7.荒川下流防災施設運用協議会の構成機関の利用想定を参照



荒川下流部の災害対策用地計画【江戸川区】

各フェーズでの主な用途は 7.荒川下流防災施設運用協議会の構成機関の利用
想定を参照



各フェーズでの主な用途は7.荒川下流防災施設運用協議会の構成機関の利用想定を参照



凡 例		
	緊急輸送路(高速道路)	 公共施設
	緊急輸送路(一般道路)	 ヘリポート使用候補地(地域防災計画)
	緊急用河川敷道路(幅員 7.5m以上)	 輸送拠点
	緊急用河川敷道路(幅員 5.5m以上7.5m未満)	 緊急用船着場
	緊急用河川敷道路(幅員 5.5m未満)	 災害備蓄倉庫
	緊急用橋梁アクセス道路(幅員 標準4.0m)	 災害拠点病院/災害拠点連携病院
	避難所	 救急指定医療機関等
	福祉避難所	
	給水場所	
	避難場所	

8. 河川防災施設を活用した現地実動訓練の実績

「荒川下流防災施設運用協議会」では、大規模震災発生時に、荒川下流部に整備されている河川防災施設（緊急用河川敷道路、緊急用橋梁アクセス道路、緊急用船着場、河川敷）を有効に活用するために、各防災施設の利便性や機能の確認、現地運用の確認、周辺住民や河川敷利用者への災害対応利用の周知、及び各災害対応機関の河川防災施設の利用習熟を目的として現地実動訓練を実施しています。

【訓練の検証事項】

○河川防災施設の実効性の確認

○利用想定を設定したシナリオ型の訓練による確認

〔現地実動訓練実績一覧〕

年度	訓練場所	参加実動機関
H24	・荒川下流岩淵場外離着陸場	埼玉県、埼玉県警察本部、東京消防庁、警視庁、海上保安庁、荒川下流河川事務所
H25	・岩淵緊急用船着場 ・荒川下流岩淵場外離着陸場	埼玉県、埼玉県警察本部、東京消防庁、警視庁、(公財)東京都公園協会、荒川下流河川事務所
H26	・小松川緊急用船着場 ・小松川リバーステーション 場外離着陸場 ※関東地方整備局【首都直下地震防災訓練(実動)】同時開催	埼玉県、埼玉県警察本部、東京消防庁、警視庁、陸上自衛隊、海上保安庁、江戸川区/江東区自治会、関東地方整備局、荒川下流河川事務所
H27	・足立緊急用船着場 ・足立区立千住新橋グラウンド(虹の広場)場外離着陸場	埼玉県警察本部、東京消防庁、(公財)東京都公園協会、陸上自衛隊、日本防災士会足立区支部、足立区、荒川下流河川事務所
H28	・川口緊急用船着場 ・川口市南中学校場外離着陸場	埼玉県警察本部、(公財)東京都公園協会、(一財)埼玉県河川公社、陸上自衛隊、川口駅帰宅困難者協議会、川口市、荒川下流河川事務所
H29	・堀切緊急用船着場 ・堀切少年野球場荒川河川敷(京成上野線下流)場外離着陸場 ※葛飾区総合防災訓練と合同開催	埼玉県警察本部、東京消防庁、(公財)東京都公園協会、(一財)埼玉県河川公社、陸上自衛隊、葛飾区、荒川下流河川事務所
H30	・墨田緊急用船着場	埼玉県、埼玉県警察本部、東京消防庁、(公財)東京都公園協会、(一財)埼玉県河川公社、墨田区、葛飾区、荒川下流河川事務所
R1	台風 19 号被災のため中止	
R2	・戸田緊急用船着場 ・戸田公園高規格堤防場外離着陸場 ※岩淵緊急用船着場での物資積み替え訓練を実施	埼玉県、埼玉県警察本部、(公財)東京都公園協会、(一財)埼玉県河川公社、陸上自衛隊、海上保安庁、戸田市消防本部、戸田市、大宮国道事務所、荒川下流河川事務所
R3	・板橋緊急用船着場 ・荒川戸田橋緑地野球場場外離着陸場	警視庁、東京消防庁、東京都、(公財)東京都公園協会、板橋区、(一社)東京都トラック協会、埼玉県警察本部、陸上自衛隊、海上保安庁、荒川下流河川事務所
R4	・岩淵緊急用船着場 ・新荒川大橋野球場場外離着陸場	(公財)東京都公園協会、警視庁、東京消防庁、埼玉県警察本部、陸上自衛隊、海上保安庁、大宮国道事務所、北区役所、(一社)東京都トラック協会、北区住民、荒川下流河川事務所

平成24年度 現地実動訓練 実施概要



首都直下地震に備え荒川下流部に整備している河川防災施設の運用検証及び利用習熟等を目的に実施

訓練日時 平成24年12月18日(火)13:30~14:30

訓練場所 荒川下流岩淵場外離着陸場

参加機関 東京消防庁(航空隊)、警視庁(航空隊)、海上保安庁
埼玉県(防災航空隊)、埼玉県警察(航空隊)、
国土交通省関東地方整備局

主催 荒川下流防災施設運用協議会

実施規模 訓練実施機関 6機関
協議会機関、協力機関 18機関 49人

訓練概要: 河川敷に整備された場外離発着場を使用して離発着検証訓練を実施



東京消防庁(航空隊)



警視庁(航空隊)



海上保安庁



埼玉県(防災航空隊)



埼玉県警察(航空隊)



国土交通省 関東地方整備局

平成25年度 現地実動訓練 実施概要



首都直下地震に備え荒川下流部に整備している河川防災施設の運用検証及び利用習熟等を目的に実施

訓練日時 平成25年12月11日(水)14:00～16:00

訓練場所 岩淵緊急用船着場
荒川下流岩淵場外離着陸場

参加機関 (公財)東京都公園協会、警視庁(湾岸警察署)、東京消防庁(臨港消防署)、埼玉県(防災航空隊)、埼玉県警察(航空隊)、北区住民、国土交通省関東地方整備局、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所

主 催 荒川下流防災施設運用協議会

実施規模 訓練実施機関 9機関
協議会機関、協力機関 19機関 48人

船着場訓練

① 帰宅困難者輸送訓練	(公財)東京都公園協会、北区住民、警視庁(湾岸警察署)	岩淵緊急用船着場	14:25～14:40
② 警備艇離着岸訓練	警視庁(湾岸警察署)	岩淵緊急用船着場	14:15～14:25
③ TEC-FORCE輸送訓練	荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所	岩淵緊急用船着場	14:20～14:30
④ 消防艇離着岸訓練	東京消防庁(臨港消防署)	岩淵緊急用船着場	14:30～14:45
⑤ 空中給水時の水面安全確保訓練	警視庁(湾岸警察署)、東京消防庁(臨港警察署)、荒川下流河川事務所	岩淵緊急用船着場	14:25～14:10

ヘリ訓練

⑥ 上空における通信連絡訓練	埼玉県(防災航空隊)、埼玉県警察(航空隊)、国土交通省関東地方整備局	荒川下流岩淵場外離着陸場	13:50～13:55
⑦ 空中消火訓練	埼玉県(防災航空隊)	荒川下流岩淵場外離着陸場	13:55～14:05
⑧ リパリング降下訓練	埼玉県警察(航空隊)	荒川下流岩淵場外離着陸場	14:05～14:15
⑨ 災害対応要員移送訓練	国土交通省関東地方整備局、荒川下流河川事務所	荒川下流岩淵場外離着陸場	14:15～14:30

① 帰宅困難者輸送訓練



④ 消防艇離着岸訓練



⑦ 空中消火訓練



② 警備艇離着岸訓練



⑤ 空中給水時の水面の安全確保訓練



⑧ リペリング降下訓練



③ TEC-FORCE輸送訓練



⑥ 上空における通信連絡訓練



⑨ 災害対応要員移送訓練



平成26年度 現地実動訓練 実施概要



首都直下地震に備え荒川下流部に整備している河川防災施設の運用検証及び利用習熟等を目的に実施

訓練日時 平成26年10月29日(水)12:15～15:00

訓練場所 小松川緊急用船着場
小松川リバーステーション場外離着陸場

参加機関 警視庁(航空隊、湾岸警察署)、海上保安庁東京海上保安本部、埼玉県(広域緊急援助隊)、埼玉県警察(航空隊)、江戸川区・江東区住民、国土交通省関東地方整備局、荒川下流河川事務所

主催 荒川下流防災施設運用協議会
(国土交通省関東地方整備局主催の訓練と合同開催)

実施規模 訓練実施機関 7機関
協議会機関、協力機関 16機関 49人

ヘリ訓練			
① 場外離着陸場における離着陸訓練	警視庁(航空隊)、国土交通省関東地方整備局	岩淵緊急用船着場	14:10～14:30
② 被災者ホイスト訓練	埼玉県警察(航空隊)	岩淵緊急用船着場	14:30～14:35
船着場訓練			
③ 人命救助訓練	海上保安庁海上保安本部	荒川下流岩淵場外離着陸場	12:55～13:05
④ 傷病者搬送、警備艇着岸訓練	警視庁(湾岸警察署)、江東区・江戸川区住民、荒川下流河川事務所	荒川下流岩淵場外離着陸場	13:10～13:20
⑤ 被災者輸送訓練	荒川下流河川事務所	荒川下流岩淵場外離着陸場	14:35～14:40

① 場外離着陸場における離着陸訓練



② 被災者ホイスト訓練



③ 人命救助訓練



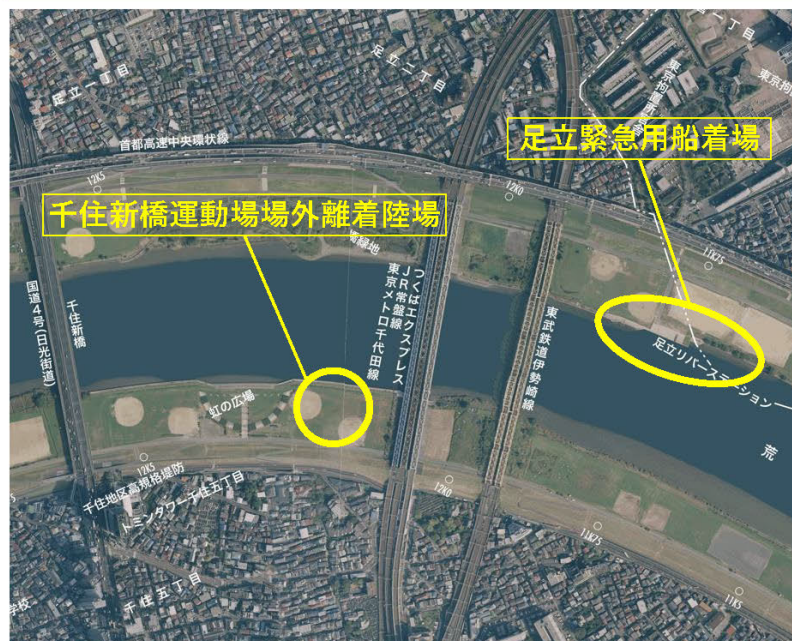
④ 傷病者、警備艇離着岸訓練



⑤ 被災者輸送訓練



平成27年度 現地実動訓練 実施概要



首都直下地震に備え荒川下流部に整備している河川防災施設の運用検証及び利用習熟等を目的に実施

訓練日時 平成27年11月27日(金)13:00～15:30

訓練場所 足立緊急用船着場
千住新橋運動場場外離着陸場

参加機関 (公財)東京都公園協会、陸上自衛隊第1師団、
東京消防庁(航空隊)、足立区、埼玉県(広域緊急援助隊)、
埼玉県警察(航空隊)、日本防災士会、荒川下流河川事務所

主催 荒川下流防災施設運用協議会

実施規模 訓練実施機関 8機関
協議会機関、協力機関 17機関 35人

船着場訓練			
① TEC-FORCE/部隊輸送訓練	埼玉県(広域緊急援助隊)、国土交通省関東地方整備局、荒川下流河川事務所	足立緊急用船着場	13:20～13:25
② 部隊輸送訓練	陸上自衛隊	足立緊急用船着場	13:40～13:55
③ 物資輸送訓練	(公財)東京都公園協会、陸上自衛隊、足立区、日本防災士会	足立緊急用船着場	13:50～14:10
④ 被災者輸送訓練	(公財)東京都公園協会、日本防災士会	足立緊急用船着場	14:10～14:20
ヘリ訓練			
⑤ ヘリポート開設訓練	足立区	千住新橋運動場場外離着陸場	13:50～13:55
⑥ ホイスト輸送訓練	埼玉県(防災航空隊)	千住新橋運動場場外離着陸場	13:55～14:05
⑦ 要員輸送訓練	国土交通省関東地方整備局	千住新橋運動場場外離着陸場	14:05～14:15

① TEC-FORCE/部隊輸送訓練



② 部隊輸送訓練



③ 物資輸送訓練



④ 被災者輸送訓練



⑤ ヘリポート開設訓練



⑥ ホイスト輸送訓練



⑦ 要員輸送訓練



首都直下地震を想定した荒川下流防災施設の実動訓練を実施しました



首都直下地震に備え荒川下流部に整備している河川防災施設の運用検証及び利用習熟等を目的に実施しました。

本訓練へのご協力ありがとうございました

訓練日時 平成28年12月1日（木）13：30～15：30

訓練場所 川口地区高規格堤防前河川敷及び川口緊急用船着場

参加機関 南中学校生徒（約230名）・陸上自衛隊第一師団・埼玉県警・埼玉県トラック協会・川口市ほか

主催 荒川下流防災施設運用協議会

訓練概要：首都直下地震で道路交通網が麻痺したため、物資・資機材・人員の水上輸送訓練などを実施

【物資輸送】



物資を積んだ「カワセミ号」（東京都水辺ライン）が川口RSに着岸



物資を荷揚げし、中学生が輸送



中学生が種類別に仕分け



自衛隊トラックに積み込み



埼玉県トラック協会の車両に積み込み



中学校に運搬完了



バケツリレー中



バケツリレー中



自衛隊トラックが中学校前に到着し、中学生が荷下ろし・バケツリレー



避難所などへ出発

【埼玉県警広域緊急援助隊 輸送】



朝霞RSから「あらかわ号」に乗船



輸送中



川口RSで下船



【ヘリコプター訓練】



TEC-FORCEが「あおぞら号」に搭乗中



TEC-FORCE隊員整列中



中学生見学



埼玉県警ホイスト訓練

【災害対策車両展示】



【自衛隊 軽門橋による資機材 輸送訓練】



川口RSスロープで組み立て・出発

【その他】



中学生に訓練概要説明



協議会講評

首都直下地震を想定した防災訓練を「葛飾区防災訓練」と「荒川下流防災施設実動訓練」で合同実施しました。

首都直下地震に備え荒川下流部に整備している河川防災施設の運用検証及び利用習熟等を目的に実施しました。

本訓練へのご協力ありがとうございました

訓練日時 平成29年10月15日(日) 9:00~12:00

訓練場所 堀切緊急用船着、新四ツ木橋地区東岸避難場所(堀切水辺公園)

参加機関 地元自治町会(221名)・東京消防庁・陸上自衛隊第一師団・埼玉県警・東京都トラック協会・葛飾区ほか

主催 葛飾区・荒川下流防災施設活用協議会

来場者数 約1,000人(訓練参加者含む)



訓練概要 : 首都直下地震で道路交通網が麻痺したため、物資・資機材・人員の水上輸送訓練などを実施

【物資 輸送】



【帰宅困難者 輸送】



【埼玉県警広域緊急援助隊 輸送】



朝霞RSから「あらかわ号」に乗船

輸送中 荒川下流の防災施設
について説明する越智専門官

堀切RSで下船



【ヘリコプター訓練】



TEC-FORCE隊員が「あおぞら号」に搭乗中



TEC-FORCE隊員整列中



東京消防庁による傷病者輸送訓練



傷病者を乗せ離陸する東京消防庁ヘリ「かもめ」

【東京消防庁と荒川下流河川事務所が連携した消火用水取水訓練】

荒川下流河川事
務所排水ポンプ
車により、消防用
の水を取水し、東
京消防庁により、
消火しています。

【自衛隊 渡河ポートによる偵察隊投入訓練】

堀切RSから
偵察隊バイク投入

【その他】



閉会式 葛飾区長による講評



訓練会場全景



協議会講評

水面警戒に協力して頂い
た水上警察

首都直下地震を想定した「荒川下流防災施設実動訓練」を実施しました。



本訓練へのご協力ありがとうございました

首都直下地震に備え荒川下流部に整備している河川防災施設の運用検証及び利用習熟等を目的に実施しました。

訓練日時：平成30年12月12日（水） 13：30～15：30

訓練場所：墨田緊急用船着場及びその周辺

参加機関：地元町会（35名）・東京消防庁・埼玉県警・国土地理院・墨田区ほか

主催：荒川下流防災施設活用協議会

来場者数：約200人（訓練参加者含む）

訓練概要：首都直下地震で道路交通網が麻痺したため、物資・資機材・人員の水上輸送訓練などを実施
【物資輸送訓練】



物資を積んだ埼玉県河川公社大場川マリーナの防災船及び東京都防災船（東京都公園協会水辺ライン「さくら号」）が墨田緊急用船着場に着岸

墨田区職員及び荒川下流職員によるパケツリレーを実施

物資をトラックに積み込み

【被災者輸送訓練】



訓練に参加する地元町会（被災者役）の方々

東京都防災船に乗船する地元町会の方々

船内の状況

【埼玉県警広域緊急援助隊 輸送訓練】



あきがせ緊急用船着場から「あらかわ号」に乗船



移動中 荒川下流の概要について説明する堀井技官



墨田緊急用船着場で下船



【東京消防庁と荒川下流河川事務所による連携消火訓練】



消防が用意した水槽に河川水を送水



河川水を消火用水として使用



消防団による消火訓練



消防艇による消火訓練

【墨田区による震災廃棄物輸送訓練】



河川敷に仮置している震災廃棄物をトラックに積み込み船着き場から水上輸送する想定訓練を実施



【国土地理院のドローンによる被災状況調査訓練】



現地モニターに映像を伝送



【東京消防庁による空中消火訓練】



【その他】



VR防災体験車による体験



水陸両用車(葛飾区)による試乗体験



開会式



閉会式

令和2年度実動訓練 戸田市



この訓練は、荒川河川敷に整備した河川防災施設の災害時の有効活用のため、各施設の利便性や機能の確認、各災害対応機関の利用習熟等を目的として実施しました。

訓練日時 令和2年12月22日（火）13：00～15：00

訓練場所 戸田緊急用船着場及び周辺河川敷

参加機関

埼玉県消防本部，埼玉県警察本部，埼玉県広域緊急援助隊，（公財）東京都公園協会，（公財）埼玉県河川公社（芝川マリーナ），海上保安庁，埼玉県，戸田市，戸田市消防本部，大宮国道事務所，陸上自衛隊，荒川下流防災施設運用協議会，荒川下流河川事務所 ほか

主催 戸田市/荒川下流防災施設運用協議会

【緊急支援物資輸送】 ▶戸田公園高規格堤防上の場外離着陸場を活用し、海上保安庁東京海上保安部のヘリによる緊急支援物資の輸送訓練を行った。



海上保安庁「あきたか」が着陸



緊急支援物資の受け渡し



【物資輸送・帰宅困難者輸送訓練】 ➤戸田緊急用船着場を活用し、埼玉河川公社、東京都公園協会、陸上自衛隊第一師団第32普通科連隊の連携による物資輸送訓練を実施した。

陸上自衛隊



陸上自衛隊の輸送トラックが戸田緊急用船着場到着



船着場にトラックを配置受け取り準備



物資受け取り配置完了



バケツリレー

芝川マリーナ
埼玉河川公社



物資を積んだ協力船(埼玉河川公社)が芝川マリーナ出発



戸田緊急用船着場着岸



物資積降し



避難所などへ出発

両国防災船着場
東京都公園協会



物資と帰宅困難者を積載した水辺ラインあじさい号が岩淵RS到着



荒川下流あやせ号に物資積み替え、帰宅困難者乗り換え



あやせ号戸田緊急用船着場に到着、物資積降し



避難所などへ出発



帰宅困難者下船



戸田市役所職員の誘導で移動

【先遣部隊移動訓練】▶戸田緊急用船着場や緊急用河川敷道路を活用し、埼玉県警察本部、陸上自衛隊第一師団第32普通科連隊情報小隊による 先遣隊移動訓練を実施した。



埼玉県警察本部、陸上自衛隊のバイク隊が河川敷道路を走行



戸田緊急用船着場着岸



本部長へ到着報告



陸上自衛隊のボートが戸田緊急用船着場到着



船着場に着岸し、部隊員下船



本部長へ到着報告

【道路啓開—放置車両移動】

▶緊急用河川敷道路を活用し、道路啓開車両の走行及び放置車両の移動訓練を行った。



大宮国道事務所、埼玉県警察本部の啓開車両が緊急用河川敷道路を走行



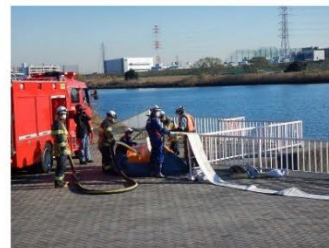
道路をふさいでいる放置車両をジャッキアップして移動

【ドローンによる被災状況調査】▶荒川の河川敷(戸田緊急用船着場下流)を活用し、ドローンによる被災状況調査訓練を行った。



戸田市消防本部・埼玉県警察本部による被災調査

【消火用水取水・放水訓練】▶戸田緊急用船着場を活用し、戸田市消防本部、荒川下流河川事務所の連携による排水ポンプ車による取水・送水、及び消防消火の放水訓練を実施した。



戸田市消防本部・荒川下流排水ポンプ車が戸田緊急用船着場において取水準備



排水ポンプ車による受水槽への送水、消防車による給水



消火放水

板橋緊急用船着場等を活用して大規模地震を想定した実動訓練を実施しました



この訓練は、荒川河川敷に整備した河川防災施設の災害時の有効活用のため、各施設の利便性や機能の確認、各災害対応機関の利用習熟等を目的として実施しました。

訓練日時 令和3年12月23日(木) 13:00~15:00

訓練場所 板橋緊急用船着場及び戸田橋周辺河川敷

参加機関

警視庁(航空隊, 東京湾岸警察署, 志村警察署, 高島平警察署, 赤羽警察署) 東京消防庁(志村消防署)、東京都、(公財)東京都公園協会、板橋区 (一財)東京都トラック協会板橋支部、埼玉県警察本部、陸上自衛隊(第1師団第1普通科連隊)、海上保安庁(東京海上保安部) 荒川下流河川事務所

主催 板橋区/荒川下流防災施設運用協議会

実施規模 訓練実施機関 : 13機関 95人
協議会, 協力機関構成機関 : 17機関 56人

訓練名	実施機関	訓練場所	訓練時間
① 水上警戒訓練	警視庁東京湾岸署、荒川下流	板橋緊急用船着場	13:00~
② 離着陸検証訓練	警視庁航空隊	戸田橋上流河川敷	13:05~
③ 緊急物資輸送訓練	海上保安庁、板橋区役所	戸田橋上流河川敷	13:15~
④ 被災状況調査訓練	埼玉県警察本部	板橋緊急用船着場	13:30~
⑤ 着岸検証訓練	警視庁東京湾岸署	板橋緊急用船着場	13:35~
⑥ 帰宅困難者輸送訓練	東京都・(公財)東京都公園協会、警視庁志村署、板橋区役所	板橋緊急用船着場	13:40~
⑦ 支援物資輸送訓練	東京都・(公財)東京都公園協会、陸上自衛隊、板橋区役所、(一社)東京都トラック協会	板橋緊急用船着場	13:55~
⑧ 消火用水取水訓練	東京消防庁志村署、荒川下流	板橋緊急用船着場	14:05~
⑨ 偵察隊移動訓練	陸上自衛隊	板橋緊急用船着場	14:20~
⑩ 道路啓開訓練	警視庁志村署、高島平署、赤羽署	板橋緊急用船着場	14:30~

① 水上警戒訓練

➤災害対応活動の支障となる船舶の航行等の水上監視を実施



警視庁東京湾岸警察署
「はくちょう」による水上監視



荒川下流河川事務所
「いわぶち」による水上監視

② 離着陸検証訓練

➤警視庁航空隊ヘリが、荒川戸田橋緑地を場外離着陸場としての離着陸検証を実施



警視庁航空隊「おおとり」が着陸



警視庁航空隊「おおとり」が離陸

③ 緊急物資輸送訓練

➤荒川戸田橋緑地を場外離着陸場とした海上保安庁ヘリの被災地の要請による緊急物資輸送を実施



海上保安庁「いぬわし」が着陸



板橋区へ緊急支援物資の受け渡し



海上保安庁「いぬわし」が離陸

⑤ 着岸検証訓練

➤板橋緊急用船着場における警視庁警備艇の接岸検証、進出訓練を実施



警視庁警備艇「はくちょう」が
板橋緊急用船着場へ進出



板橋緊急用船着場岸



上陸後、訓練本部へ報告

⑥ 帰宅困難者輸送訓練

➤被災で移動困難になった帰宅困難者を公益財団法人東京都公園協会水上バスで板橋緊急用船着場まで水上輸送し、志村警察署、板橋区が支援誘導を実施

東京都公園協会
志村警察署
板橋区



東京都公園協会のさくら号により物資と帰宅困難者が板橋緊急用船着場に到着、下船準備



帰宅困難者下船



避難所へ出発

⑦ 支援物資輸送訓練

➤公益財団法人東京都公園協会水上バスで板橋緊急用船着場に届いた物資を災害協定派遣のトラック及び陸上自衛隊の車両に積み替え陸路輸送を実施

東京都公園協会
東京都トラック協会
陸上自衛隊
板橋区



陸上自衛隊、東京都トラック協会が板橋緊急用船着場に到着



受け取り準備完了



支援物資をバケツリレーで荷下ろし



物資積み込み

⑧ 消火用水取水訓練 ▶板橋緊急用船着場から荒川下流河川事務所の排水ポンプ車で河川水を取水して中継プールに貯水し、東京消防庁志村消防署の消防ポンプ車で中継プールから取水して消火用水を放水する連携訓練を実施



荒川下流排水ポンプ車、東京消防庁志村署消防ポンプ車が板橋緊急用船着場に進出



取水、放水の資機材設営



取水した河川水を貯留する中継プールの設営



中継プールへ貯留開始



中継プールへ貯留完了



消火用水として模擬放水

⑨ 偵察隊移動訓練 ▶陸上自衛隊第一師団第1普通科連隊が戸田緊急用船着場から渡河ボートで水上移動し、板橋緊急用船着場から上陸する偵察隊移動訓練を実施



戸田緊急用船着場から板橋緊急用船着場へ水上進出



板橋緊急用船着場着岸



渡河ボートからの上陸



バイク隊が上陸し、進出



上陸後、訓練本部へ報告

⑩ 道路啓開訓練 ▶警視庁志村署、高島平署、赤羽署が、緊急輸送道路や緊急交通路と想定した河川敷道路で、道路啓開資機材を用いた放置車両の移動訓練を実施

道路を塞いでいる放置車両をジャッキアップして移動



赤羽警察署による実施状況



高島平警察署による実施状況



放置車両を啓開した後、災害支援車両が通行



志村警察署による実施状況



岩淵緊急用船着場等を活用して大規模地震を想定した実動訓練を実施しました



この訓練は、荒川河川敷に整備した河川防災施設の災害時の有効活用のため、各施設の利便性や機能の確認、各災害対応機関の利用習熟等を目的として実施しました。

訓練日時 令和4年11月18日(金)12:30~16:00

訓練場所 岩淵緊急用船着場及び新荒川大橋周辺河川敷

参加機関 東京都、公益財団法人東京都公園協会、警視庁(赤羽警察署、王子警察署、志村警察署、東京湾岸警察署)、東京消防庁(航空隊、即応対処部隊、赤羽消防署)、埼玉県警察(航空隊、危機管理課、機動隊、川口警察署)、陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊、海上保安庁第三管区海上保安本部東京海上保安部、大宮国道事務所、北区役所及び北区住民、一般社団法人東京都トラック協会北支部、荒川下流河川事務所



左から2番目は公財東京都公園協会

主催 荒川下流防災施設運用協議会

訓練実施機関 19機関 183人(延べ)

協議会機関、協力機関 14機関 39人

実施規模

① 河川敷避難訓練	北区役所・北区住民、警視庁(赤羽警察署)	新荒川大橋周辺河川敷	12:10~12:50
② 離着陸検証訓練	東京消防庁(航空隊)、埼玉県警察(航空隊)	新荒川大橋周辺河川敷	13:10~13:20
③ TEC-FORCE輸送訓練	荒川下流河川事務所	新荒川大橋周辺河川敷	13:20~13:30
④ 避難者情報提供訓練	北区役所・北区住民、荒川下流河川事務所	新荒川大橋周辺河川敷	13:40~13:50
⑤ 応援要員輸送訓練	荒川下流河川事務所	岩淵緊急用船着場	13:50~13:55
⑥ 情報収集訓練	埼玉県警察(危機管理課・機動隊・川口警察署)	岩淵緊急用船着場	13:50~13:55
⑦ 被災状況調査訓練	東京消防庁(即応対処部隊)	岩淵緊急用船着場	13:55~14:05
⑧ 被災者救出訓練	東京消防庁(即応対処部隊)	岩淵緊急用船着場	14:05~14:15
⑨ 支援物資輸送訓練	東京都、(公財)東京都公園協会、陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊、北区役所・(一社)東京都トラック協会北支部	岩淵緊急用船着場	14:15~14:30
⑩ 道路啓開訓練	警視庁(赤羽警察署・王子警察署・志村警察署)、大宮国道事務所	新荒川大橋周辺河川敷	14:25~14:40
⑪ 帰宅困難者輸送訓練	東京都、(公財)東京都公園協会、警視庁(東京湾岸警察署・赤羽警察署)、北区役所・北区住民	岩淵緊急用船着場	14:40~15:05
⑫ 着岸検証訓練	海上保安庁第三管区海上保安本部東京海上保安部	岩淵緊急用船着場	15:05~15:10
⑬ 偵察隊移動訓練	陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊	岩淵緊急用船着場	15:10~15:20
⑭ 消火用水取水訓練	東京消防庁(赤羽消防署)、荒川下流河川事務所	岩淵緊急用船着場	15:20~15:40

① 河川敷避難訓練 ▶赤羽警察署の誘導によって、地元住民がいつとき避難場所から河川敷までの避難を実施



地元住民がいつとき避難場所に集合



赤羽警察署の誘導により避難



河川敷への避難完了

③ TEC-FORCE輸送訓練 ▶国土交通省関東地方整備局のヘリ「あおぞら」を用いて、国土交通省の緊急災害対策派遣隊「TEC-FORCE」の輸送を実施



国土交通省関東地方整備局「あおぞら」が着陸



TEC-FORCEが「あおぞら」から降機



訓練本部に到着を報告

⑤ 応援要員輸送訓練 ▶ヘリで到着したTEC-FORCEを荒川下流河川事務所の災害対策支援船「あらかわ」により被災現場までの輸送を実施



TEC-FORCEが「あらかわ」に乗船



「あらかわ」が被災現場に向けて出発

② 離着陸検証訓練 ▶東京消防庁航空隊と埼玉県警察航空隊のヘリが、新荒川大橋緑地を場外離着陸場とした離着陸検証を実施



東京消防庁航空隊「かもめ」が着陸



東京消防庁航空隊「かもめ」が離陸



埼玉県警察航空隊「むさし」が着陸



埼玉県警察航空隊「むさし」が離陸

④ 避難者情報提供訓練 ▶荒川下流河川事務所が河川敷避難者に向けて河川敷放送設備を用いた情報提供を実施



河川敷放送設備より放送



避難者が放送内容を確認

⑥ 情報収集訓練 ▶埼玉県警察(危機管理課・機動隊・川口警察署)の手漕ぎボートを使用して河川敷の避難状況の情報収集を実施



手漕ぎのボートで対岸より岩淵緊急用船着場に到着



情報収集の開始を訓練本部に報告

⑦ 被災状況調査訓練

▶東京消防庁即応対処部隊のドローンとエアボートを使用して上空と水面から被災状況の調査を実施



ドローンにより上空から被災状況を調査



ドローンカメラからの画像をリアルタイムで確認



エアボートにより水面から被災状況を調査

⑨ 支援物資輸送訓練

▶東京都公園協会の上水バス「こすもす」で岩淵緊急用船着場に届いた支援物資を東京都トラック協会北支部と陸上自衛隊第1師団のトラックに積み替え陸路輸送を実施



支援物資を載せた上水バス「こすもす」が岩淵緊急用船着場に到着



北区職員と陸上自衛隊第1師団のパケツリレーにより支援物資を搬出



支援物資を東京都トラック協会北支部と陸上自衛隊第1師団のトラックに積み替え



支援物資の受け取りを訓練本部に報告



北区防災センターに向けて出発

⑧ 被災者救出訓練

▶東京消防庁即応対処部隊の高機能救命ボートにより被災者の救出を実施



被災者のいる中の島の護岸に高機能救命ボートが接近



被災者を高機能救命ボートへ乗船誘導



被災者を乗せて移動



安全な場所に着岸して被災者を下船誘導

⑩ 道路啓開訓練

▶赤羽警察署、王子警察署、志村警察署と大宮国道事務所により放置車両の移動を実施



車輪をタイヤの下に装着



ジャッキで車を持ち上げ



車を横から押して移動



道路啓開が完了後、支援物資を載せたトラックが通過

- ⑪ 帰宅困難者輸送訓練 ▶余震の発生を受け帰宅困難者を乗せた東京都公園協会の水上バス「こすもす」から水上バス職員が東京湾岸警察署の警備艇「みやこどり」に移乗し岩淵緊急用船着場の安全を確認。安全確認後に水上バスは着岸、帰宅困難者が下船し、赤羽警察署が避難所までの誘導を実施



停泊中の水上バス「こすもす」に警備艇「みやこどり」が急行



水上バス「こすもす」に警備艇「みやこどり」が接舷



水上バス「こすもす」から警備艇「みやこどり」に水上バス職員が先行して移乗し、船着場の安全を確認



船着場の安全確認後、水上バス「こすもす」が着岸し、帰宅困難者が下船



赤羽警察署により帰宅困難者を避難所へ誘導

- ⑫ 着岸検証訓練 ▶海上保安庁東京海上保安部が、岩淵緊急用船着場において高速警備救難艇の接岸検証、進出訓練を実施



海上保安庁東京海上保安部の高速警備救難艇が着岸



着岸後訓練本部へ報告



訓練本部報告後離岸

- ⑬ 偵察隊移動訓練 ▶陸上自衛隊第1師団の偵察隊が対岸の川口緊急用船着場から渡河ボートで水上移動し、岩淵緊急用船着場から上陸する偵察隊移動訓練を実施



川口緊急用船着場から水上進出



岩淵緊急用船着場着岸



渡河ボートからバイクを陸揚げ



上陸後訓練本部まで走行



偵察隊の到着を訓練本部へ報告

- ⑭ 消火用水取水訓練 ▶荒川下流河川事務所の排水ポンプ車で河川水を取水して中継プールに貯水、赤羽消防署が消防ポンプ車で中継プールから取水して消火用水を放水する連携訓練を実施



赤羽消防署の消防ポンプ車と荒川下流河川事務所の排水ポンプ車が出勤



荒川からの河川水を取水し、中継プールへ貯水



中継プールより消防ポンプ車で取水し放水

《荒川下流防災施設運用協議会》

川口市	戸田市	墨田区
江東区	北区	板橋区
足立区	葛飾区	江戸川区
埼玉県	東京都	

陸上自衛隊第1師団

国土交通省荒川下流河川事務所

【オブザーバ】

荒川区

国土交通省荒川上流河川事務所

国土交通省東京国道事務所

国土交通省大宮国道事務所

海上保安庁第三管区保安本部東京海上保安部